

令和7年度第1回宮城地方労働審議会宮城県男子服・婦人服
製造業最低工賃専門部会関係資料

宮城労働局 賃金室

資料No.	資料名
1	男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会委員名簿
2	宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正について（諮問）写し
3	家内労働法（抄）
4	地方労働審議会令
5	宮城地方労働審議会運営規程
6	宮城地方労働審議会男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会運営規程(案)
7	地方労働審議会と家内労働部会
8	最低工賃決定の手順
9	男子服・婦人服製造業最低工賃改正状況
10	宮城県最低賃金改定状況の推移
11	宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の工程別引上率
12	宮城県における家内労働の概要 令和7年度
13	男子服・婦人服製造業 家内労働実態調査結果表 令和7年12月
14	宮城県産業別全事業所数及び男女別従業者数の推移
15	宮城県繊維工業製造品出荷額・付加価値額の推移
16	消費者物価指数の推移
17	宮城県産業別女子労働者1時間当たり所定内給与額の推移
18	宮城県鉱工業生産指数（令和7年11月分）
19	宮城県の経済情勢（2026年1月）



宮労発基1218第1号
令和7年12月18日

宮城地方労働審議会
会長 砂金 直美 殿

宮城労働局長
松瀬 貴裕

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正について（諮問）

標記について、家内労働法（昭和45年法律第60号）第10条の規定に基づき、宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃（平成26年宮城労働局最低工賃公示第1号）の改正について、貴会の調査審議をお願いする。

家内労働法（昭和四十五年五月十六日法律第六十号）（抄）

（最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会(以下「審議会」と総称する。)の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

- 2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

- 2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。
- 3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法(昭和三十四年法律第三百三十七号)の規定による最低賃金をいう。以下同じ。)(当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金(労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。))との均衡を考慮して定められなければならない。

- 2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によって定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

（専門部会等）

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かななければならない。

- 2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

（関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取）

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

（政令への委任）

第二十四条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

地方労働審議会令

(平成十三年九月二十七日政令第三百二十号)

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

(名称)

第一条 地方労働審議会（以下「審議会」という。）には、当該都道府県労働局の名を冠する。

(組織)

第二条 審議会は、委員十八人で組織する。

- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第三条 委員は、労働者（家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）第二条第二項に規定する家内労働者を含む。以下同じ。）を代表する者、使用者（同条第三項に規定する委託者を含む。以下同じ。）を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が各同数を任命する。

- 2 臨時委員は、関係労働者を代表する者、関係使用者を代表する者及び公益を代表する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。
- 3 専門委員は、審議会の同意を得て、都道府県労働局長が任命する。

(委員の任期等)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで、その職務を行うものとする。
- 4 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第五条 審議会に会長を置き、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、公益を代表する委員のうちから会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。
- 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。
- 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 7 審議会は、その定めるところにより、部会（その部会長が委員であるものに限る。）の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

- 2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。
- 3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。
- 4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員（労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。）、使用者関係委員（使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。）及び公益関係委員（公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。）の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

(庶務)

第九条 審議会の庶務は、当該都道府県労働局において処理する。

(雑則)

第十条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この政令は、平成十三年十月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月七日政令第一八五号) 抄
(附則施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年七月十一日から施行する。

宮城地方労働審議会運営規程

- 第1条 宮城地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2及び地方労働審議会令（平成13年政令第320号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
 - 3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第5条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第6条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

一 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年11月5日から施行する。

この規程は、平成17年11月14日から施行する

この規程は、令和3年11月26日から施行する。

宮城地方労働審議会
宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会運営規程（案）

（目的）

第1条 宮城地方労働審議会宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃専門部会（以下「最低工賃専門部会」という。）の議事運営は、厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）第156条の2、地方労働審議会令（平成13年政令第320号）及び宮城地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（委員）

第2条 最低工賃専門部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、関係家内労働者を代表するもの、関係委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

（会議の招集）

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員及び臨時委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から部会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員及び臨時委員は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員、臨時委員及び労働局長に通知しなければならない。

（委員の欠席）

第4条 委員及び臨時委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員及び臨時委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員及び臨時委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。
- 3 審議会は、部会長が必要があると認めるときは、委員及び臨時委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第7条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第8条 最低工賃専門部会長は、最低工賃専門部会が議決を行ったときは、当該議決をその都度、宮城地方労働審議会会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、最低工賃専門部会の議決に基づいて行う。

(最低工賃専門部会の廃止)

第10条 各最低工賃専門部会は、その専門部会に係る最低工賃についての審議会の意見に関する意義の申出期間が満了したときをもって、これを廃止する。

附 則

この規程は、令和8年2月 日 から施行する。

地方労働審議会と家内労働関係部会

宮城地方労働審議会

公益代表委員・労働者代表員・使用者代表員 各6名構成

- ・厚生労働省組織令（平成12.6.7 政令第252号）
- ・地方労働審議会令（平成13.9.27 政令第320号）
- ・宮城地方労働審議会運営規程
- ・宮城地方労働審議会運営規程

家内労働部会

公益・家内労働者・委託者各3名構成

- ・家内労働法（昭45.5.16 法律第60号）
- ・地方労働審議会令第6条第1項
- ・宮城地方労働審議会運営規程第9条
- ・宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程

最低工賃専門部会

公益・家内労働者・委託者各3名構成

- ・家内労働法（昭45.5.16 法律第60号）
- ・地方労働審議会令第7条第1項
- ・宮城地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

＜審議事項＞

最低工賃の決定・改正に関すること以外の事項

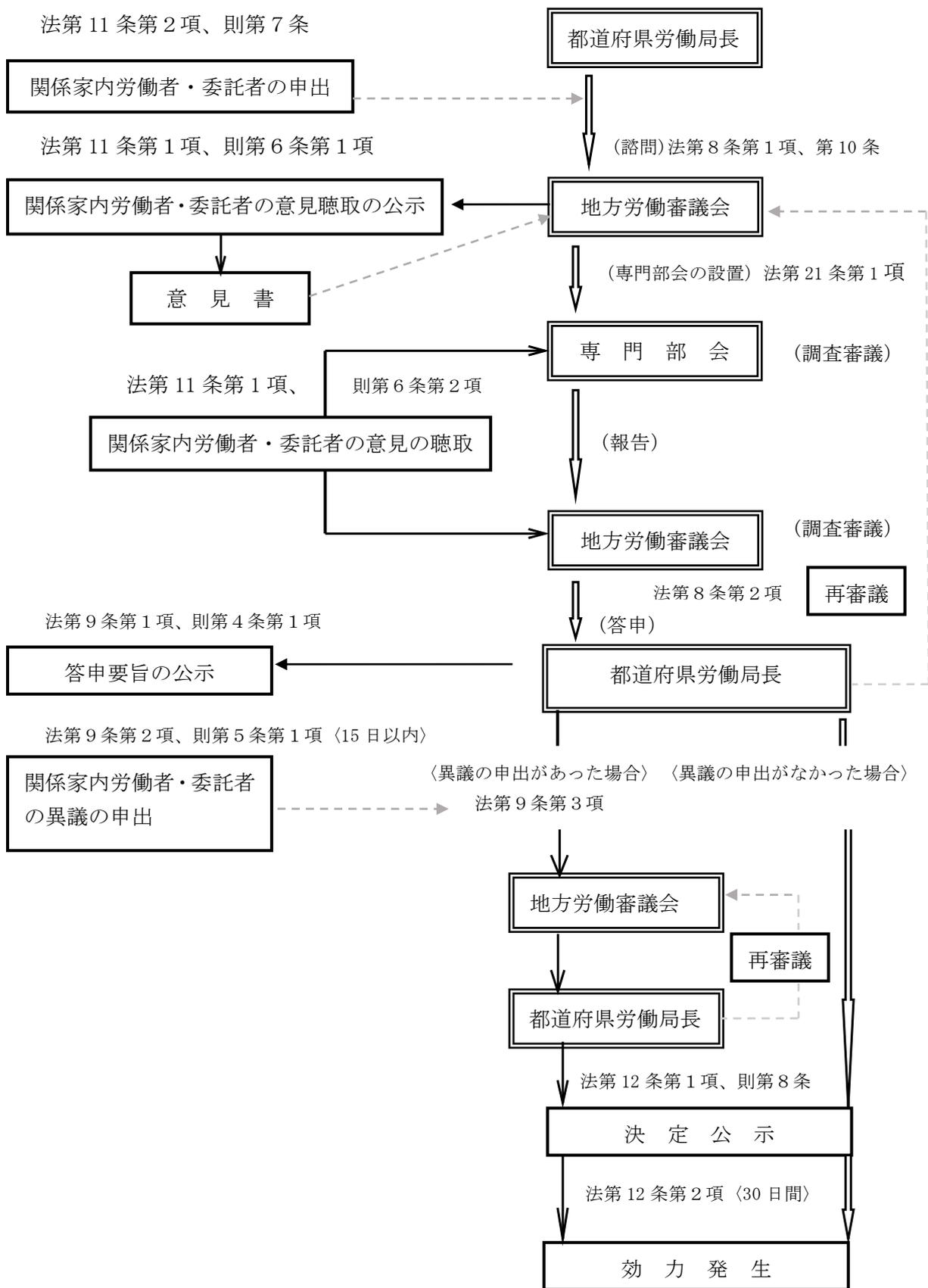
- * 最低工賃新設・改正計画（3ヶ年計画）
- * 家内労働概要
- * 最低工賃改正状況

＜審議事項＞

最低工賃の決定・改正に関する事項
(宮城は2業種)

- * 平成28年度改定
男子服・婦人服製造業最低工賃
(29年5月4日発効)
60工程69種の工賃金額
- * 令和7年度改定
電気機械器具製造業最低工賃
(7年6月27日発効)
3工程4種の工賃金額

○ 最低工賃決定の手順



男子服・婦人服製造業最低賃金改正状況

宮城労働局 賃金室

年 度	諮問年月日	答申年月日	公示年月日	発効年月日	適用委託者数	適用家内労働者数
17年度	17.12.5	18.3.10	18.4.6	18.5.6	33	431
18年度						
19年度	19.12.12	20.3.7	20.4.4	20.5.4	30	356
20年度						
21年度	21.12.11	22.3.12	22.4.9	22.5.9	27	328
22年度						
23年度	見 送 り	—	—	—	※13	※147
24年度						
25年度	26.1.8	26.3.13	26.4.14	26.5.14	22	175
26年度						
27年度						
28年度	28.12.1	29.2.27	29.4.4	29.5.4	16	160
29年度						
30年度						
元年度	計画延期	※統計問題				
2年度	諮問延期				8	56
3年度						
4年度						
5年度	見送り	—	—	—	8	58
6年度						
7年度	7.12.18				7	40

※震災による調査不能あり

宮城県の最低賃金の推移一覧表

資料10

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)
	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)
H23	675円	1	781円	1	744円	1	747円	1
	H23.10.29	0.15	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	H24.10.19	1.48	H24.12.15	0.90	H24.12.15	0.67	H24.12.15	0.94
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	H25.10.31	1.61	H25.12.15	1.27	H25.12.19	1.07	H25.12.15	1.19
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	H26.10.16	2.01	H26.12.15	1.63	H26.12.19	1.59	H26.12.15	1.97
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	H27.10.3	2.25	H27.12.13	1.97	H27.12.18	1.82	H27.12.25	2.19
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	H28.10.5	3.03	H28.12.15	2.42	H28.12.15	1.92	H28.12.15	2.52
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	H29.10.1	3.21	H29.12.15	2.95	H29.12.15	2.63	H29.12.15	3.07
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	H30.10.1	3.37	H30.12.20	2.98	H30.12.20	2.69	H30.12.20	2.98
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	R1.10.1	3.26	R1.12.15	2.78	R1.12.15	2.50	R1.12.15	2.89
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	R2.10.1	0.12	R2.12.15	0.22	R2.12.20	0.23	R2.12.24	0.11
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	R3.10.1	3.39	R3.12.15	3.03	R3.12.15	3.01	R3.12.15	3.03
R4	883円	30	983円	30	919円	29	946円	28
	R4.10.1	3.52	R4.12.15	3.15	R4.12.15	3.26	R4.12.15	3.05
R5	923円	40	1,003円	20	959円	40	986円	40
	R5.10.1	4.53	R5.12.15	2.03	R5.12.15	4.35	R5.12.15	4.23
R6	973円	50	1,059円	56	1,012円	53	1,036円	50
	R6.10.1	5.42	R6.12.15	5.58	R6.12.15	5.53	R6.12.15	5.07
R7	1,038円	65	1,125円	66	1,077円	65	1,101円	65
	R7.10.4	6.68	R7.12.15	6.23	R7.12.15	6.42	R7.12.15	6.27

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の工程別引上率（平成8年から平成28年まで）

資料11

最低賃金引上率	H8～9年	3.87%	H10～11年	2.71%	H12～13年	1.65%	H14～15年	0%	H16～17年	0.97%	H18～19年	2.57%	H20～21年	3.60%	H22～25年	5.13%	H26～28年	7.47%	H29～R7年	38.77%
---------	-------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	----	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	--------

工賃平均引上率	H10.5.7	3.1%	H12.5.7	2.2%	H14.5.15	1.4%	H16.5.8	0%	H18.5.8	0.96%	H20.5.4	1.8%	H22.5.9	2.1%	H26.5.14	5.1%	H29.5.4	7.9%		
---------	---------	------	---------	------	----------	------	---------	----	---------	-------	---------	------	---------	------	----------	------	---------	------	--	--

品目	工程	⑤ H10.5.7		⑥ H12.5.7		⑦ H14.5.15		⑧ H16.5.8		⑨ H18.5.6		⑩ H20.5.4		⑪ H.22.5.9		⑫ H.26.5.14		⑬ H.29.5.4		現行最低工賃× 最低賃金引上率 (38.77%)
		金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	
男子服 背広上衣	下襟からげまつり(すみまつり)	25円	4.2%	25円	0.0%	25円	0.0%	25円	0.0%	26円	4.0%	26円	0.0%	26円	0.0%	28円	7.7%	30円	7.1%	11.63円
	肩裏まつり	32	0.0	33	3.1	33	0.0	33	0.0	33	0.0	34	3.0	34	0.0	35	2.9	37	5.7	14.34円
	そで付け裏まつり	103	3.0	106	2.9	106	0.0	106	0.0	107	0.9	108	0.9	109	0.9	118	8.3	126	6.8	48.85円
	前裏すそまつり	31	3.3	31	0.0	31	0.0	31	0.0	31	0.0	32	3.2	32	0.0	39	21.9	42	7.7	16.28円
	見返し奥星入れ	74	5.7	76	2.7	77	1.3	77	0.0	77	0.0	77	0.0	78	1.3	79	1.3	85	7.6	32.95円
	見返し7mm星入れ	48	4.3	50	4.2	51	2.0	51	0.0	51	0.0	52	2.0	52	0.0	53	1.9	58	9.4	22.49円
	そで口裏まつり	57	3.6	58	1.8	59	1.7	59	0.0	59	0.0	60	1.7	60	0.0	62	3.3	66	6.5	25.59円
	背裏鎖止め(鎖止め)	12	0.0	12	0.0	13	8.3	13	0.0	13	0.0	14	7.7	14	0.0	14	0.0	15	7.1	5.82円
	ベントまつり	13	8.3	13	0.0	13	0.0	13	0.0	14	7.7	14	0.0	15	7.1	15	0.0	16	6.7	6.20円
	背すそまつり	48	4.3	48	0.0	48	0.0	48	0.0	49	2.1	49	0.0	50	2.0	50	0.0	53	6.0	20.55円
	糸くず取り	30	3.4	30	0.0	31	3.3	31	0.0	31	0.0	32	3.2	32	0.0	34	6.3	36	5.9	13.96円
	男子服 スボン	腰裏かんぬき止め	38	0.0	39	2.6	40	2.6	40	0.0	40	0.0	41	2.5	41	0.0	43	4.9	46	7.0
腰裏後端まつり		8	14.3	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	10	11.1	11	10.0	4.26円
前立てまつり		8	14.3	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	9	0.0	9	0.0	10	11.1	11	10.0	4.26円
天ぐ裏まつり		7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	8	14.3	8	0.0	9	12.5	11	22.2	4.26円
シックまつり		27	0.0	28	3.7	29	3.6	29	0.0	29	0.0	29	0.0	30	3.4	30	0.0	32	6.7	12.41円
小またちどり		12	0.0	13	8.3	13	0.0	13	0.0	13	0.0	14	7.7	14	0.0	16	14.3	18	12.5	6.98円
内またちどり		20	5.3	21	5.0	22	4.8	22	0.0	22	0.0	22	0.0	23	4.5	23	0.0	25	8.7	9.69円
ボタン付け		10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	11	10.0	12	9.1	4.65円
糸くず取り	25	0.0	25	0.0	24	-4.0	24	0.0	25	4.2	25	0.0	26	4.0	27	3.8	29	7.4	11.24円	

男子服計	金額	引上額	引上率																							
	628円	20円	3.3%	641円	13円	2.1%	648円	7円	1.1%	648円	0円	0.0%	654円	6円	0.9%	664円	10円	1.5%	672円	8円	1.2%	706円	34円	5.1%	759円	53円

品目	工程	④		⑤		⑥		⑦		⑧		⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		現行最低工賃× 最低賃金引上率 (38.77%)		
		金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率			
婦人服	見返し端まつり (千鳥)	10 円	11.1 %	11 円	10.0 %	11 円	0.0 %	12 円	9.1 %	12 円	0.0 %	12 円	0.0 %	13 円	8.3 %	5.04 円								
	すそまつり	10	11.1	11	10.0	11	0.0	11	0.0	11	0.0	11	0.0	11	0.0	11	0.0	11	0.0	12	9.1	4.65		
	スナップ付け	1 cm以上型	10	11.1	11	10.0	11	0.0	12	9.1	12	0.0	12	0.0	12	0.0	13	8.3	15	15.4	16	6.7	6.20	
		1 cm未満型	13	44.4	14	7.7	14	0.0	15	7.1	15	0.0	15	0.0	15	0.0	16	6.7	16	0.0	17	6.3	6.59	
	かぎホック付け	12	9.1	13	8.3	14	7.7	15	7.1	15	0.0	15	0.0	16	6.7	17	6.3	20	17.6	22	10.0	8.53		
	ボタン付け	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	9	0.0	9	0.0	9	0.0	10	11.1	7.8 %	3.88	
	鎖系ループ付け		12	9.1	12	0.0	12	0.0	12	0.0	12	0.0	12	0.0	13	8.3	13	0.0	13	0.0	14	7.7	5.43	
		×印しつけ止め	6	0.0	6	0.0	7	16.7	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	8	14.3	8	0.0	9	12.5	3.49	
	見返し裏まつり	26	8.3	26	0.0	27	3.8	27	0.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	29	7.4	11.24		
	肩パット付け	29	7.4	30	3.4	31	3.3	31	0.0	31	0.0	32	3.2	32	0.0	32	0.0	32	0.0	34	6.3	36	5.9	13.96
糸くず取り	27	8.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	27	0.0	28	3.7	28	0.0	30	7.1	11.63	
ブレザー	見返し端まつり (千鳥)	13	8.3	13	0.0	13	0.0	13	0.0	13	0.0	14	7.7	14	0.0	15	7.1	15	0.0	16	6.7	6.20		
	見返し星入れ	29	7.4	30	3.4	31	3.3	31	0.0	31	0.0	32	3.2	32	0.0	32	0.0	32	0.0	34	6.3	13.18		
	ボタン付け	18mm以下・ 2つ穴	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	9	0.0	10	11.1	11	10.0	4.26	
		20mm以上・ 4つ穴	9	0.0	9	0.0	10	11.1	10	0.0	10	0.0	10	0.0	11	10.0	11	0.0	12	9.1	13	8.3	5.04	
	カボタン付き ボタン付け	18mm以下・ 2つ穴	11	0.0	12	9.1	12	0.0	12	0.0	12	0.0	12	0.0	12	0.0	12	0.0	12	0.0	13	8.3	7.4 %	5.04
		20mm以上・ 4つ穴	13	8.3	14	7.7	14	0.0	14	0.0	14	0.0	14	0.0	14	0.0	14	0.0	14	0.0	15	7.1	5.82	
	ベント止め	7	40.0	7	0.0	7	0.0	8	14.3	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	9	0.0	10	11.1	3.88		
	肩パット付け	29	7.4	30	3.4	31	3.3	32	3.2	32	0.0	32	0.0	32	0.0	33	3.1	33	0.0	35	6.1	13.57		
	糸くず取り	24	9.1	24	0.0	24	0.0	24	0.0	24	0.0	24	0.0	24	0.0	25	4.2	25	0.0	27	8.0	10.47		
	コート	見返し端まつり (千鳥)	11	10.0	11	0.0	11	0.0	11	0.0	11	0.0	11	0.0	12	9.1	12	0.0	12	0.0	13	8.3	5.04	
スナップ付け		10	11.1	11	10.0	11	0.0	12	9.1	12	0.0	12	0.0	12	0.0	13	8.3	15	15.4	16	6.7	6.20		
ボタン付け		18mm以下・ 2つ穴	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	9	0.0	9	0.0	10	11.1	10	0.0	11	10.0	4.26	
		20mm以上・ 4つ穴	9	0.0	9	0.0	10	11.1	10	0.0	10	0.0	10	0.0	11	10.0	11	0.0	11	0.0	12	9.1	4.65	
カボタン付き ボタン付け		18mm以下・ 2つ穴	11	0.0	12	9.1	12	0.0	12	0.0	13	8.3	13	0.0	13	0.0	13	0.0	13	0.0	14	7.7	8.2 %	5.43
		20mm以上・ 4つ穴	13	8.3	14	7.7	14	0.0	14	0.0	14	0.0	14	0.0	14	0.0	14	0.0	14	0.0	15	7.1	5.82	
ベント止め		7	40.0	7	0.0	7	0.0	8	14.3	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	3.49		
×印しつけ プリーツしつけ 止め		6	0.0	6	0.0	7	16.7	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	8	14.3	9	12.5	3.49
肩パット付け		29	7.4	30	3.4	31	3.3	31	0.0	30	-3.2	30	0.0	30	0.0	31	3.3	31	0.0	33	6.5	12.79		
糸くず取り		24	9.1	24	0.0	24	0.0	24	0.0	23	-4.2	23	0.0	24	4.3	24	0.0	24	0.0	26	8.3	10.08		
スカート	見返し端まつり (千鳥)	10	66.7	7	-30.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	8	14.3	10	25.0	11	10.0	4.26		
	スナップ付け	1 cm以上型	10	11.1	11	10.0	11	0.0	12	9.1	12	0.0	12	0.0	12	0.0	13	8.3	15	15.4	16	6.7	6.20	
		1 cm未満型	13	44.4	14	7.7	14	0.0	15	7.1	15	0.0	15	0.0	15	0.0	16	6.7	16	0.0	17	6.3	6.59	
	かぎホック付け	12	9.1	13	8.3	14	7.7	15	7.1	15	0.0	15	0.0	16	6.7	17	6.3	20	17.6	22	10.0	8.53		
	ボタン付け	18mm以下・ 2つ穴	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	9	0.0	9	0.0	9	0.0	10	11.1	3.88	
		20mm以上・ 4つ穴	9	0.0	9	0.0	10	11.1	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	11	10.0	9.0 %	4.26
	鎖系ループ付け	12	9.1	12	0.0	12	0.0	12	0.0	12	0.0	12	0.0	12	0.0	13	8.3	13	0.0	14	7.7	5.43		
	ベント止め	7	40.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	8	14.3	8	0.0	8	0.0	9	12.5	3.49		
	×印しつけ プリーツしつけ 止め	6	0.0	6	0.0	7	16.7	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	8	14.3	3.10		
	ウエスト裏まつり	28	3.7	28	0.0	29	3.6	29	0.0	29	0.0	29	0.0	30	3.4	30	0.0	30	0.0	32	6.7	12.41		
糸くず取り	17	6.3	17	0.0	17	0.0	17	0.0	17	0.0	17	0.0	17	0.0	17	0.0	20	17.6	22	10.0	8.53			
3段前かん	14	27.3	15	7.1	15	0.0	15	0.0	15	0.0	16	6.7	16	0.0	17	6.3	20	17.6	22	10.0	8.53			
ストラップス	スナップ付け	1 cm以上型	10	11.1	11	10.0	11	0.0	12	9.1	12	0.0	12	0.0	12	0.0	13	8.3	15	15.4	16	6.7	6.20	
		1 cm未満型	13	44.4	14	7.7	14	0.0	15	7.1	15	0.0	15	0.0	15	0.0	17	13.3	18	5.9	6.98			
	かぎホック付け	12	9.1	13	8.3	14	7.7	14	0.0	14	0.0	14	0.0	15	7.1	15	0.0	20	33.3	22	10.0	8.53		
	ボタン付け	18mm以下・ 2つ穴	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	9	0.0	10	11.1	10	0.0	11	10.0	4.26	
		20mm以上・ 4つ穴	9	0.0	9	0.0	10	11.1	10	0.0	10	0.0	10	0.0	11	10.0	12	9.1	12	0.0	13	8.3	5.04	
	糸くず取り	17	6.3	17	0.0	17	0.0	17	0.0	17	0.0	17	0.0	17	0.0	18	5.9	20	11.1	22	10.0	8.53		
3段前かん	14	27.3	15	7.1	15	0.0	15	0.0	15	0.0	16	6.7	16	0.0	16	0.0	18	12.5	20	11.1	7.75			

品目	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率						
婦人服計	663 円	89 円	15.5 %	682 円	19 円	2.9 %	698 円	16 円	2.3 %	710 円	12 円	1.7 %	710 円	0 円	0.0 %	717 円	7 円	1.0 %	731 円	14 円	2.0 %	753 円	22 円	3.0 %	791 円	38 円	5.0 %	856 円	65 円	8.2 %

宮城県における家内労働の概要

令和 7 年度

《 目 次 》

I 家内労働の概要

1 家内労働従事者（家内労働者及び補助者）	1
(1) 総 数	1
(2) 男女別	1
第1表 委託者数、家内労働者従事者数（家内労働者数及び補助者数） の推移	2
(3) 類型別	3
(4) 業種別	3
2 委託者	3
第2表 監督署別・業種別、委託者数・代理人数・家内労働者数及び 補助者数	4
第3表 業種別・監督署別、委託者数・家内労働者数・補助者数	5
3 代理人	6
4 監督署別・業種別委託者数及び家内労働者数	6
5 危険有害業務従事家内労働者数	7

II 家内労働に関する行政内容

1 家内労働法の周知徹底	8
2 家内労働に係る個別指導等の実施状況	8
3 最低工賃決定状況	8

III 最低工賃

1 宮城県電気機械器具製造業最低工賃	9
2 宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃	11

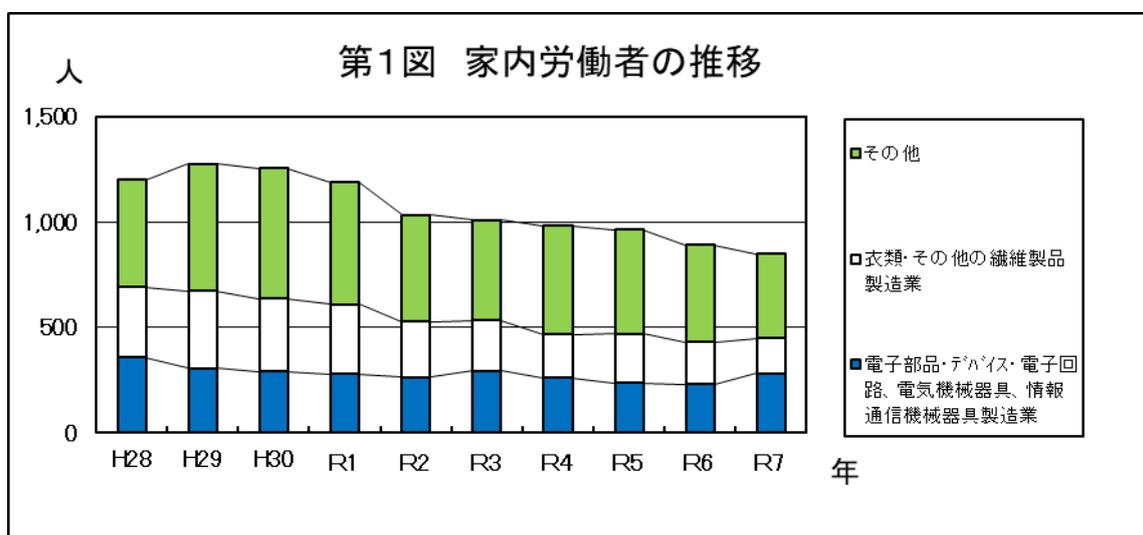
I 家内労働の概要

1 家内労働従事者（家内労働者及び補助者）

(1) 総数

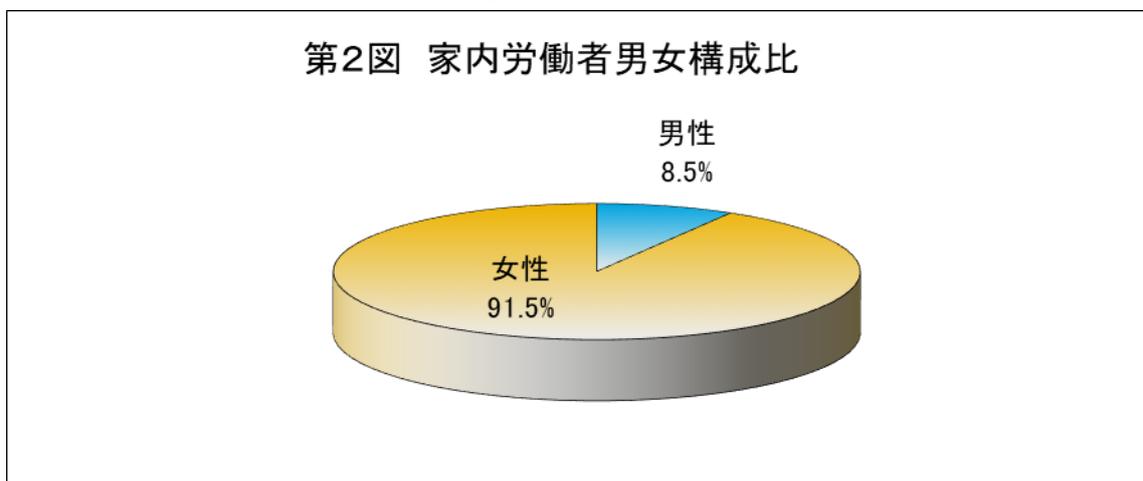
県内における家内労働に従事する者の総数は、868人となっている。その内訳は、製造業者や販売業者から委託を受けて、繊維製品や電気機械器具部品及び精密機械器具等の製造加工等に従事している家内労働者が848人であり、その他は家内労働者の同居の親族等が補助的に従事している補助者が20人である。

また、家内労働者数は、2ページの第1表のとおり長期的に減少傾向にあり、主な業種別の推移は、第1図のとおり業務に関係なく減少している



(2) 男女別

家内労働者を男女別にみると、令和7年には男性が72人（8.5%）であるのに対し、女性は776人（91.5%）と大多数を占めている。（第1表、第2図参照）



第1表 委託者数、家内労働従事者数(家内労働者数及び補助者数)の推移

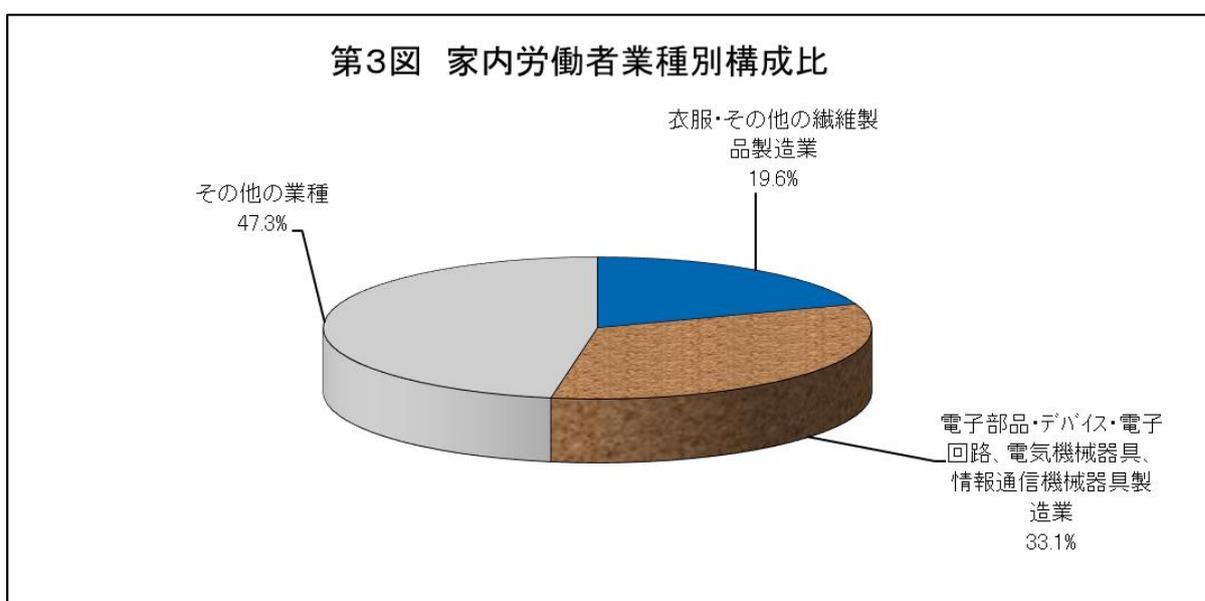
区分	年										
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
委託者数	99	106	106	101	97	101	105	102	96	96	
家内労働従事者数	1,202	1,286	1,266	1,193	1,039	1,019	989	970	907	868	
家内労働者数	1,199	1,276	1,253	1,187	1,032	1,009	981	964	889	848	
性別	男性	67	109	69	61	76	71	62	61	72	
	女性	1,132	1,167	1,184	1,120	933	910	902	828	776	
類型別	専業	3	15	8	21	14	0	12	5	5	
	内職	1,160	1,181	1,224	1,149	978	972	942	877	832	
	副業	36	80	21	17	14	9	10	7	11	
補助者数	3	10	13	6	7	10	8	6	18	20	

(3) 類型別

就業形態別にみると、世帯主が本業として従事する「専門的・家庭的な労働者」が 5 人 (0.59%)、農業等の従事者が本業の合間に従事する「副業的・家庭的な労働者」は 11 人 (1.30%) と少ないのに対し、家庭の主婦などが従事する「内職的・家庭的な労働者」が 832 人 (98.1%) と大部分を占めている。(第 1、2 表参照)

(4) 業種別

業種別にみると、衣服の縫製などの「繊維工業」が 166 人 (19.6%)、電気機器、ラジオ、テレビ音響機器部品のコイル巻き、組立、選別などの「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が 281 人 (33.1%) であり、この 2 業種で全体の 52.7% を占めている。(第 2 表、第 3 表、第 3 図参照)



2 委託者

家内労働者に仕事を委託している委託者は、第 1 表 (2 ページ) のとおり 96 委託者となっている。

これを業種別にみると、第 2 表 (4 ページ) のとおり「繊維工業」が 28 委託者 (29.2%)、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が 28 委託者 (29.2%) となっている。

なお、1 委託者当たりの平均家内労働者数は 8.8 人であり、これを業種別にみると、「繊維工業」が 5.9 人、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が 10.0 人となっている。(第 2 表、第 3 表参照)

第3表 業種別・署別・委託者・家内労働者・補助者数

令和7年10月1日現在

業種別	区分			委託者					家内労働者					補助者							
	仙台	石巻	古川	仙台	石巻	古川	大河原	瀬峰	計	仙台	石巻	古川	大河原	瀬峰	計	仙台	石巻	古川	大河原	瀬峰	計
食品製造業	1	1							2		1				1		1				1
繊維工業									28	52	62	17	23	12	166		1				1
家具・装備品製造業		1							1	103					103		2				2
パルプ・紙・紙加工品製造業	2		1	1					4	12		8	9		29				3		4
印刷・同梱業	1	1	2						4	1	56	10			67						
プラスチック製品製造業			5	2					9			7	5		12						2
ゴム製品製造業	2								3	16				24	40						
非鉄金属製造業		1							2		6			1	7						
金属製品製造業			1	2					3			9	11		20				3		3
業務用機器器具製造業																					
電子部品・デバイス・電子回路製造業	1	1	4	2					11	10	18	45	14	18	105						
電気機械器具製造業	3			2					14	35				94	140						7
情報通信機器器具製造業		1		2					3		29		7	36							
輸送用機器器具製造業	1			3					5				9	12	21						
その他の製造業	2		1	2					7	75		8	3	15	101						
合計	21	17	17	20	21	96	201	275	104	92	176	848	3	4	5	3	5	20			
割合(%)	21.9	17.7	17.7	20.8	21.9	100.0	23.7	32.4	12.3	10.8	20.8	100.0									

3 代理人

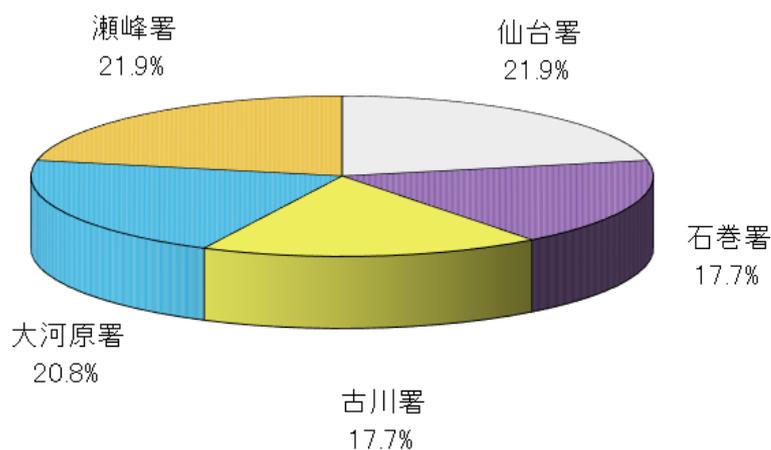
委託者は、家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払いを直接行うことが距離的・時間的に難しい場合に、代理人を選任してこれらの運搬業務等を行わせている。

県内の代理人は0名となっている。(第2表参照)

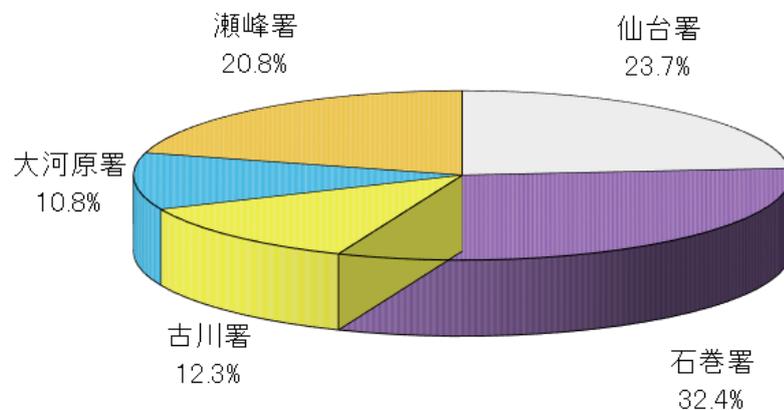
4 監督署別、業種別の委託者数及び家内労働者数

委託者及び家内労働者を業種別と監督署別※に分けると、第3表のとおり「繊維工業」と「電気機械器具製造業」の2業種が全署にわたり存在している。また、署別の委託者数及び家内労働者数の構成比は、第4図(1)及び(2)のとおりである。

第4図(1) 監督署別委託者数構成比



第4図(2) 監督署別家内労働者数構成比



5 危険有害業務従事家内労働者数

災害発生のおそれがある作業又は衛生上有害な作業を含む家内労働としては、第4表のとおりである。

危険有害な業務としては、第4表のとおり有機溶剤や動力マシン等の業務に78人の家内労働者が従事しているものの、最近10年間において負傷や中毒の事例は発生していない。

第4表 危険有害業務従事家内労働者数

種類・機器の名称	委託者数	家内労働者数
プレス機械、型付け機、旋盤などを使用する作業	1(0)	0(0)
有機溶剤または有機溶剤含有物を使用する作業	1(1)	5(5)
動力により駆動される機械を使用する作業（動力マシン、レース編み機等）	18(23)	73(90)
合 計	20(24)	78(95)

() 内は前年度

Ⅱ 家内労働に関する行政取組

1 家内労働法の周知徹底

最低工賃については周知用資料を作成して委託者等に送付した他、宮城労働局ホームページに掲載している。

2 家内労働に係る個別指導等の状況

監督署を窓口として労働基準監督官が家内労働者からの相談、委託者に対する指導等に対応している。

3 最低工賃決定状況

現在、宮城県で決定されている最低工賃は、「電気機械器具製造業」、「男子服・婦人服製造業」の2業種である。

最低工賃は、「電気機械器具製造業」は令和7年6月27日に、また「男子服・婦人服製造業」は平成29年5月4日にそれぞれ改正・発効している。

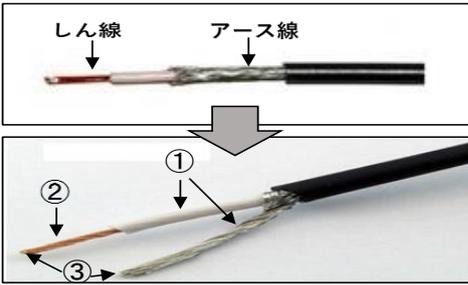
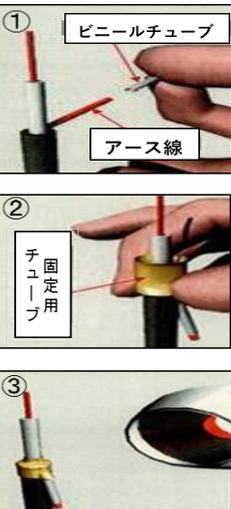
なお、「横編ニット製造業」は、平成19年3月31日をもって廃止している。

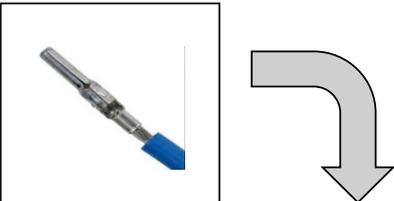
Ⅲ 最低工賃

1 宮城県電気機械器具製造業最低工賃

- 諮問年月日 令和7年 3月 7日 ● 答申年月日 令和7年 4月17日
- 公示年月日 令和7年 5月28日 ● 発効年月日 令和7年 6月27日

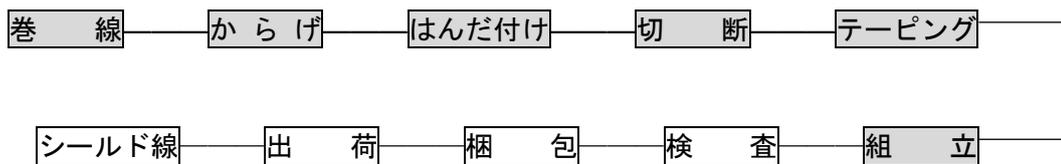
- (1) 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- (2) 適用する委託者……前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- (3) 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

品目	工程	作業の形態説明	規格	金額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	【シールド線】 絶縁線の外側に細かい鉄線を編んだ外皮をほどこした電線で時期に対しシールド作用(しゃへい作用)を持っている 【端末加工工程】  <ol style="list-style-type: none"> ①アース線としん線を分け、アース線をよって束にする。 ②しん線の絶縁被覆をはぎ取る。 ③アース線としん線をはんだ付けする。 	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 2円04銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱させて密着させることをいう。)	 <ol style="list-style-type: none"> ①よじったアース線にチューブを挿入 ②固定用チューブを挿入 ③ドライヤー等で加熱固定 		

コネクタ	差し (コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の端末に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	端子をコネクタの指定の位置に差し込む 	シールド線について行うもの	1ピンにつき 61銭
			リード線について行うもの	1ピンにつき 47銭

◎ 電気機械器具製造業の生産工程

a トランス



b シールド線



.....家内労働に出す工程

2 宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

- 諮問年月日 平成28年12月 1日 ● 答申年月日 平成29年 2月27日
- 公示年月日 平成29年 4月 4日 ● 発効年月日 平成29年 5月 4日

(1) 適用する家内労働者……宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

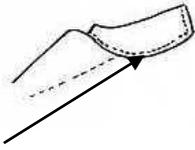
(2) 適用する委託者……前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

イ 男子服製造業 背広上衣

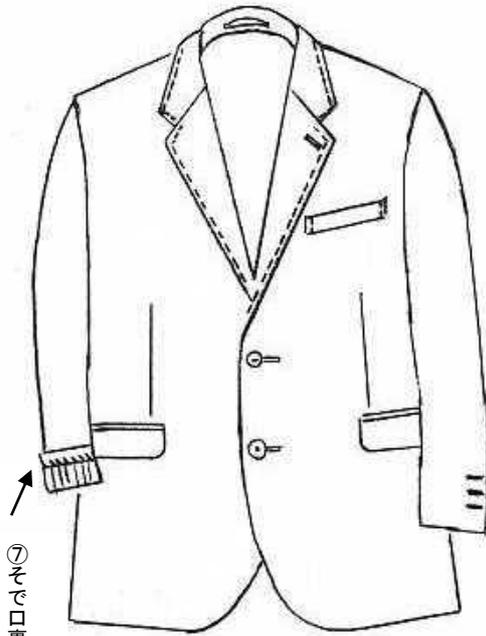
品 目	工 程	規 格	金 額
背広上衣	①下襟からげまつり (すみまつり)	針目が3センチメートル間隔 に6針以上	1枚(10センチメートル) につき 30円
	②肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に9針以上	1枚(17センチメートル× 2)につき 37円
	③そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル× 2)につき 126円
	④前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔 に5針以上	1枚(30センチメートル× 2)につき 42円
	⑤見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	1枚(70センチメートル× 2)につき 85円
	⑥見返し7ミリメー トル星入れ		1枚(45センチメートル× 2)につき 58円
	⑦そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に9針以上	1枚(32センチメートル× 2)につき 66円
	⑧背裏鎖止め (鎖止め)	鎖糸ループ長さ1センチメー トル	1枚につき 15円
	⑨ベントまつり	針目が3センチメートル間隔 に6針以上	1枚(10センチメートル) につき 16円
	⑩背すそまつり		1枚(20センチメートル× 2)につき 53円
	⑪糸くず取り		1枚につき 36円

襟裏



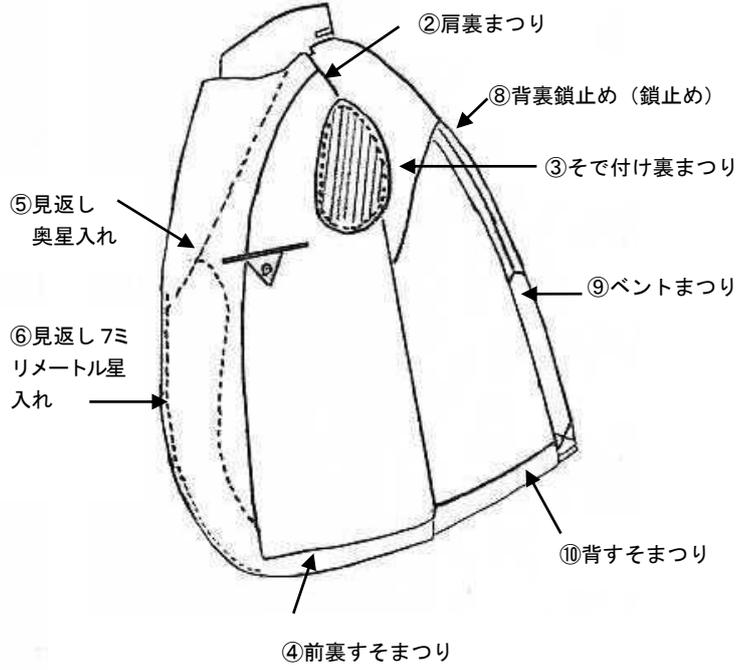
①下襟からげまつり (すみまつり)

表面



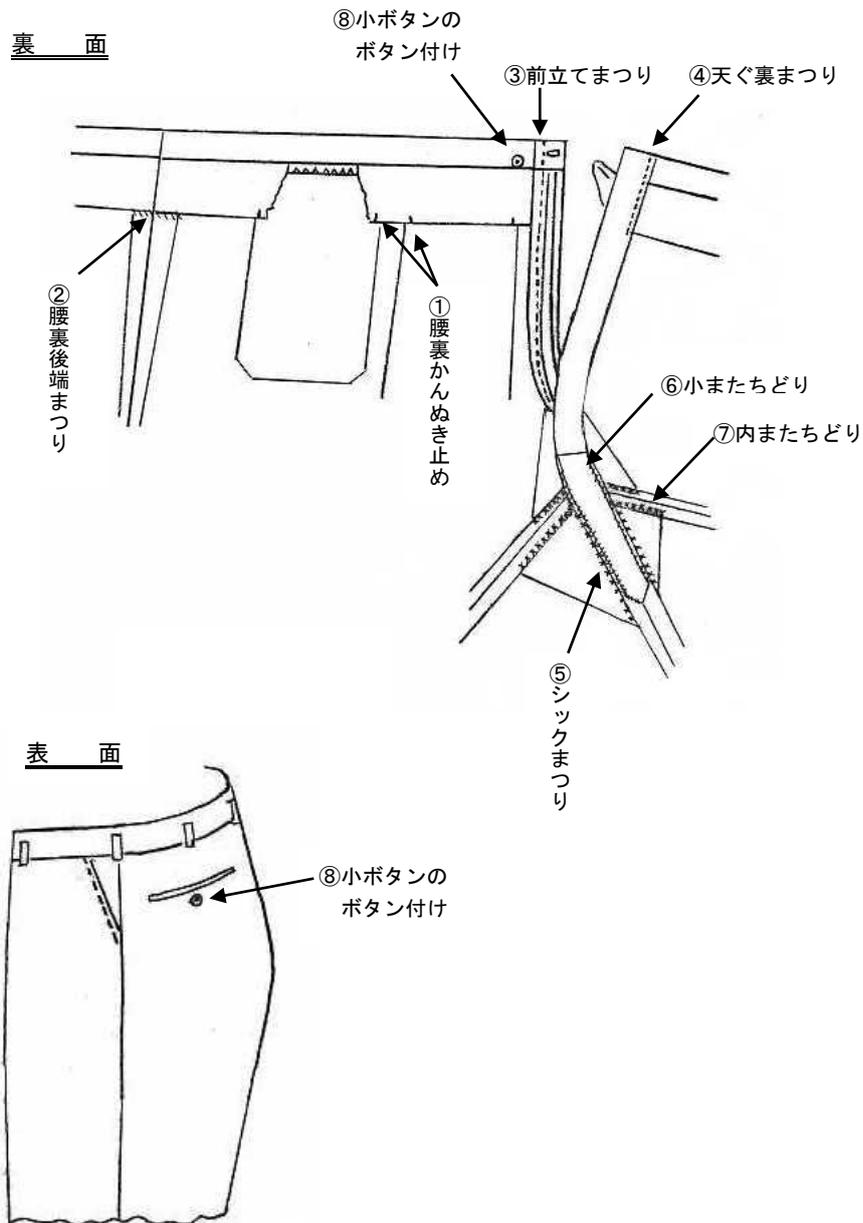
⑦そで口裏まつり

裏面



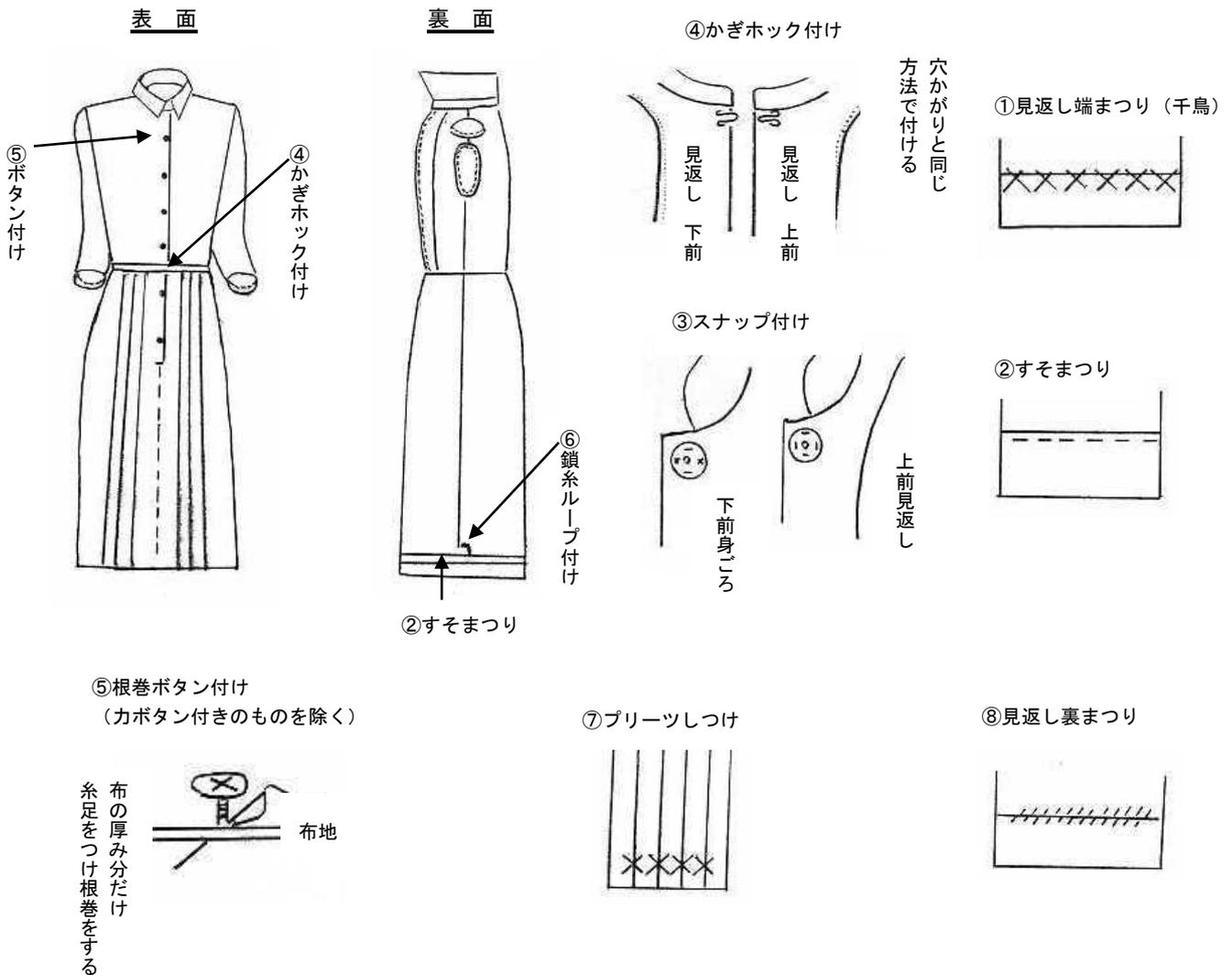
ロ 男子服製造業 ズボン

品目	工程	規格	金額
ズボン	①裏かんぬき止め	8か所	1本につき 46円
	②腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 11円
	③前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 11円
	④天ぐ裏まつり		1本につき 11円
	⑤シックまつり		1本につき 32円
	⑥小またちどり		1本につき 18円
	⑦内またちどり		1本につき 25円
	⑧ボタン付け	小ボタン、糸足つき根巻4回以上	1個につき 12円
	⑨糸くず取り		1本につき 29円



ハ 婦人服製造業 ワンピース

品目	工程	規格	金額
ワンピース	①見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔 に5針以上	1か所につき 13円
	②すそまつり	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	10センチメートルにつき 12円
	③スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 17円
	④かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	⑤ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ 穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
	⑥鎖系ループ付け		1か所につき 14円
	⑦プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	⑧見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	10センチメートルにつき 29円
	⑨肩パット付け		1組につき 36円
⑩糸くず取り		1枚につき 30円	

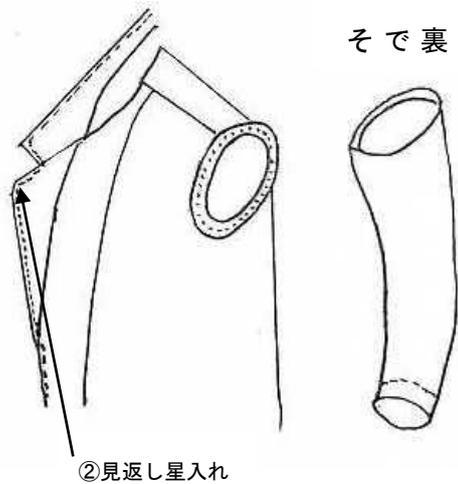
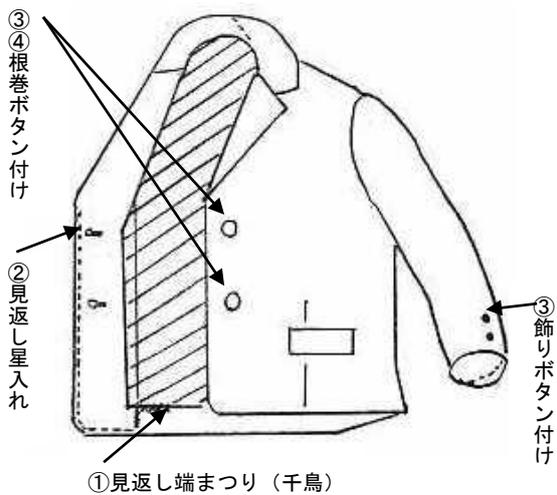


ニ 婦人服製造業 ブレザー

品目	工程	規格	金額
ブレザー	①見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 16円
	②見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上	10センチメートルにつき 34円
	③ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	④カボタン付きボタ ン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 15円
	⑤ペント止め	×印しつけ止め	1か所につき 10円
	⑥肩パット付け		1組につき 35円
⑦糸くず取り		1枚につき 27円	

表面

裏面



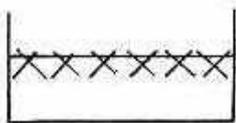
①見返し端まつり (千鳥)

②見返し星入れ

①見返し端まつり (千鳥)

③根巻ボタン付け
(カボタン付きのものを除く)

④カボタン付きボタン付け

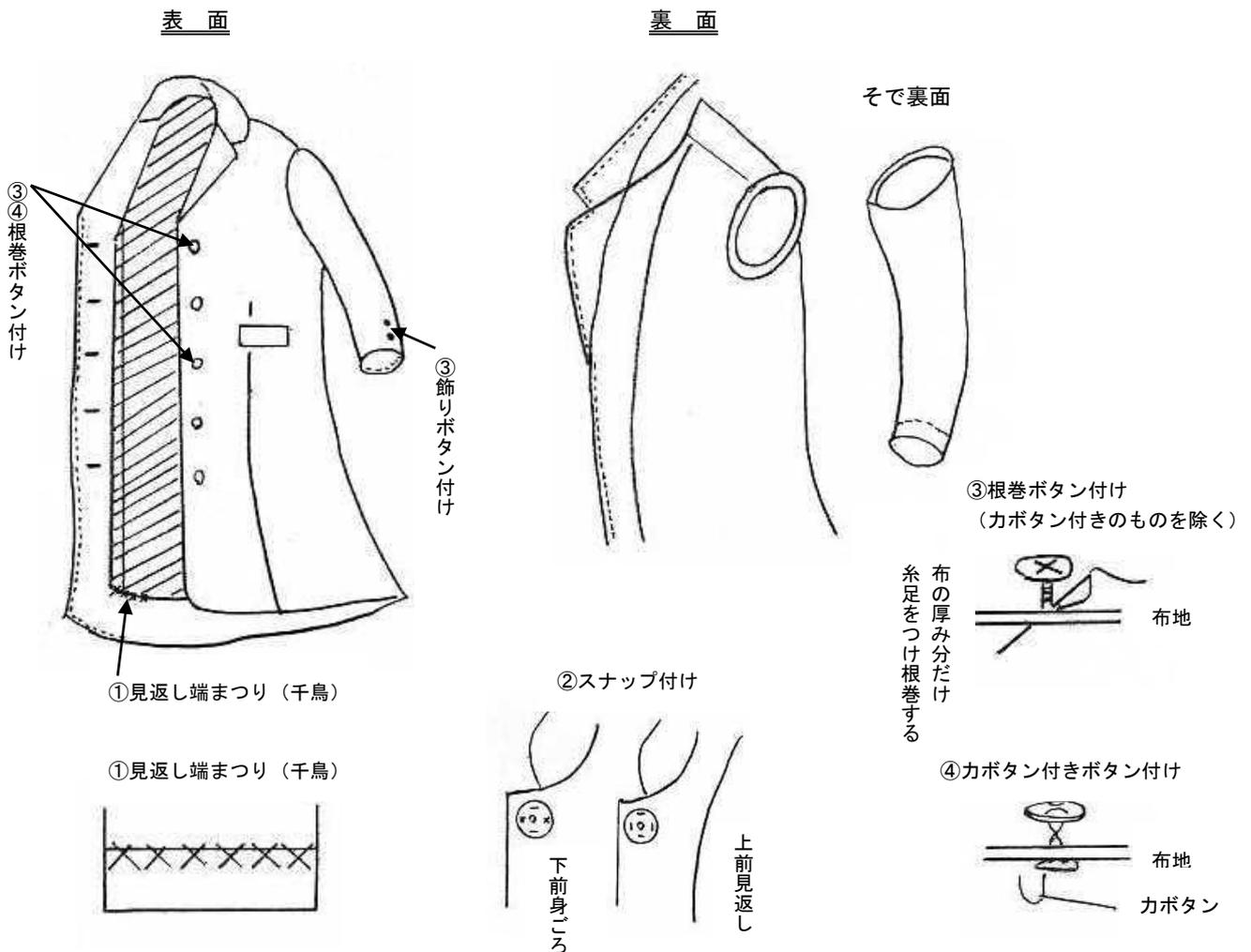


布の厚み分だけ
糸足をつけ根巻する



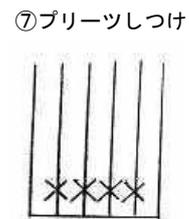
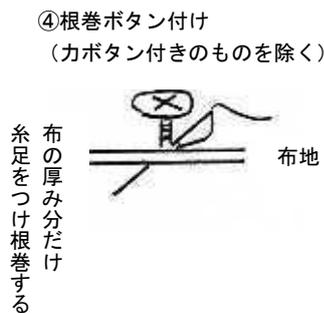
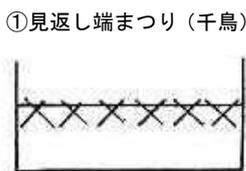
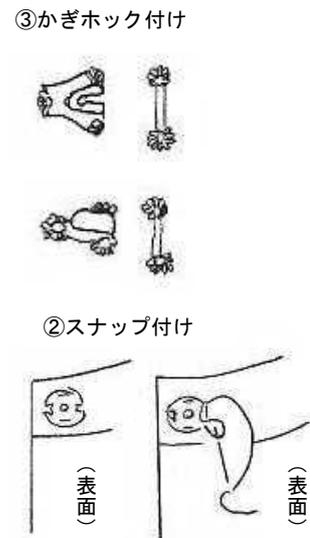
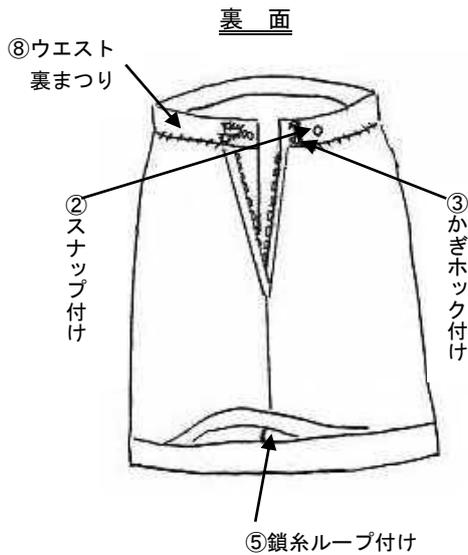
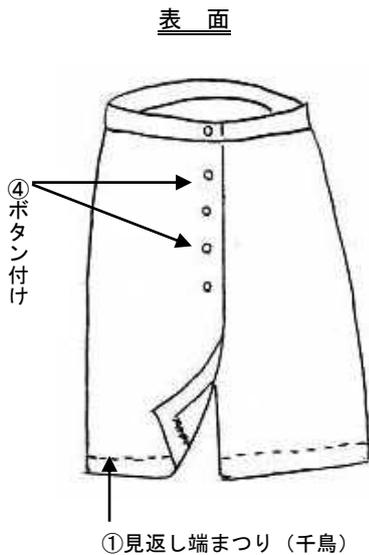
ホ 婦人服製造業 コート

品目	工程	規格	金額	
コート	①見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき	13円
	②スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	16円
	③ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	12円
	④カボタン付きボタ ン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	14円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	15円
	⑤ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	9円
	⑥プリーツしつけ		1か所につき	9円
⑦肩パット付け		1組につき	33円	
⑧糸くず取り		1枚につき	26円	



婦人服製造業 スカート

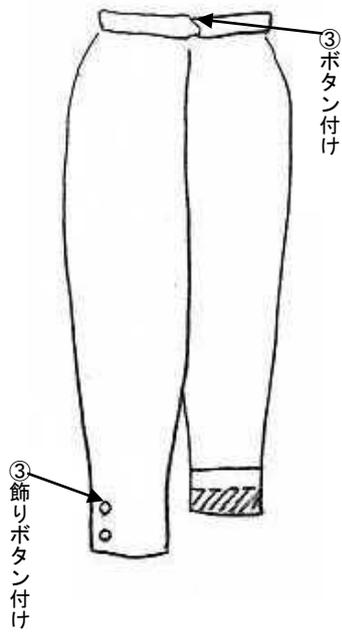
品目	工程	規格	金額
スカート	①見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	②スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 17円
	③かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	④ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
	⑤鎖系ループ付け		1か所につき 14円
	⑥ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	⑦プリーツしつけ		1か所につき 8円
	⑧ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	20センチメートルにつき 32円
⑨糸くず取り		1枚につき 22円	
⑩3段前かん		1組につき 22円	



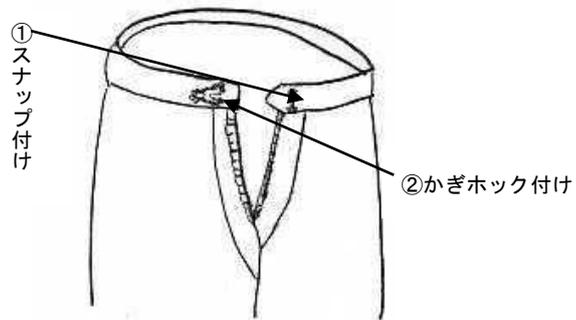
婦人服製造業 スラックス

品目	工程	規格	金額
スラックス	①スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 18円
	②かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	③ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	④糸くず取り		1枚につき 22円
⑤3段前かん		1組につき 20円	

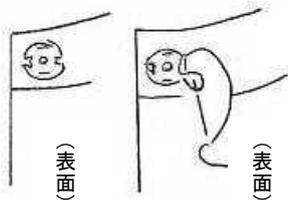
表面



裏面



①スナップ付け



③根巻ボタン付け
(カボタン付きのものを除く)



男子服・婦人服製造業

家内労働実態調査結果表

令和7年12月

宮 城 労 働 局

目 次

1.	調査の目的	3
2.	調査対象及び調査方法	3
3.	調査対象時期及び調査実施時期	3
4.	家内労働概況調査	
第 1 表	宮城県における繊維工業の委託者数及び家内労働者数	3
第 2 表	男子服・婦人服製造業における監督署別委託者数・家内労働者数の推移	4
第 3 表	男子服・婦人服製造業の地域別委託者数及び家内労働者	5
5.	委託者実態調査結果	
第 4 表	事業所規模（雇用労働者数）別委託者数・家内労働者数	6
第 5 表	年齢別家内労働者数	6
第 6 表	経験年数別家内労働者数	6
第 7 表	1ヶ月の工賃額別家内労働者数	6
第 8 表	類型別家内労働者数	7
第 9 表	過去2年間における家内労働業務量の増減別委託者数	7
第 10 表	家内労働業務量の減少理由別委託者数	7
第 11 表	委託業務内容別委託者数	7
第 12 表	委託業務のうち「まとめ」の内容別委託者数	8
第 13 表	委託理由別委託者数	8
第 14 表	委託契約の方法別委託者数	8
第 15 表	不良品の取扱い別委託者数	9
第 16 表	納期が遅れた場合の取扱い別委託者数	9
第 17 表	家内労働者に支給している備品別委託者数	9
第 18 表	家内労働者に貸与している機械別委託者数	9
第 19 表	原材料・製品の運搬者別委託者数	9
第 20 表	工賃の支払場所別委託者数	10
第 21 表	工賃の支払方法別委託者数	10
第 22 表	工賃の決定要素別委託者数	10
第 23 表	工賃の改定状況別委託者数	10
第 24 表	工賃を改定しなかったと回答した委託者の今後の工賃改定見通し	10
第 25 表	工賃決定の際に光熱費等の考慮の有無別委託者数	10
第 26 表	工賃分布表（男子服背広上衣）	11
第 27 表	工賃分布表（男子服ズボン）	12
第 28 表	工賃分布表（婦人服ワンピース）	13
第 29 表	工賃分布表（婦人服ブレザー）	14
第 30 表	工賃分布表（婦人服コート）	15
第 31 表	工賃分布表（婦人服スカート）	16

第32表	工賃分布表(婦人服スラックス)	17
------	-----------------	----

6. 家内労働者実態調査結果

第33表	男女別家内労働者数及び平均年齢	18
第34表	家内労働者の世帯主との関係	18
第35表	類型別家内労働者数	18
第36表	家内労働を行っている理由別家内労働者数	18
第37表	家内労働者の平均年数・平均工賃等(28年9月分・過去1年分)	18
第38表	機械を使用する家内労働者数及び当該機械の所有者	18
第39表	工賃の決定方法別家内労働者数	19
第40表	過去4年間における工賃改定の有無	19
第41表	工賃支払い遅れの有無	19
第42表	著しく低い工賃の仕事依頼の有無	19
第43表	最低工賃周知状況	19
第44表	最低工賃の必要性	19

7. 工賃額の対前回調査(令和5年10月)比

別表1	男子服(背広上衣・ズボン)	20
別表2	婦人服(ワンピース・ブレザー)	21
別表3	婦人服(コート・スカート)	22
別表4	婦人服(スラックス)	23

1. 調査の目的

宮城県内における男子服・婦人服製造業の家内労働者の実態を把握し、改正決定の審議に資するための基礎資料を得るため、男子服・婦人服製造業にかかる委託事業所及び家内労働者について、実態調査を行なったものである。

2. 調査対象及び調査方法

宮城県内の繊維工業のうち、令和7年概況調査により把握した男子服製造業及び、婦人服製造業の家内労働委託者7件と同委託者1件当たり2名の家内労働者を対象に、通信調査を実施した。

その結果、回答数は次のとおりであった。

委託者実態調査

男子服製造業	1
婦人服製造業	6

家内労働者実態調査

男子服製造業	1
婦人服製造業	12

3. 調査対象時期及び調査実施時期

	調査対象時期	調査実施時期
委託者	R7年 9月分	R7年10月分
家内労働者	R7年 9月分	R7年10月分

4. 家内労働概況調査

第1表 宮城県における繊維工業の委託者数及び家内労働者数
(産業分類E11)

	平成29年	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
委託者数	36	36	34	30	29	29	28	26	26
家内労働従事者数	371	351	334	265	245	211	233	201	167
家内労働者数	368	347	332	263	242	208	233	200	166
(男)	41	10	11	6	5	4	9	9	7
(女)	327	337	321	257	237	204	224	191	159
補助者	3	4	2	2	3	3	0	1	1

家内労働概況調査(各年10月1日現在)

第2表 男子服・婦人服製造業における監督署別委託者数・家内労働者数の推移

工賃実態調査(各年10月1日現在)

		平成28年		令和2年		令和3年		令和5年		令和7年	
		委託者	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者	家内労働者
仙台署	男子服	2	10								
	婦人服	2	10	1	4	1	4	1	11	1	4
	計	4	20	1	4	1	4	1	11	1	4
石巻署	男子服										
	婦人服	4	48	3	30	3	28	3	23	3	15
	計	4	48	3	30	3	28	3	23	3	15
古川署	男子服										
	婦人服										
	計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大河原署	男子服	1	46								
	婦人服	3	7	2	5	1	2	2	12	1	9
	計	4	53	2	5	1	2	2	12	1	9
瀬峰署	男子服	3	33	1	13	1	15	1	6	1	6
	婦人服	1	6	1	4	1	6	1	6	1	6
	計	4	39	2	17	2	21	2	12	2	12
合計	男子服	6	89	1	13	1	15	1	6	1	6
	婦人服	10	71	7	43	6	40	7	52	6	34
	計	16	160	8	56	7	55	8	58	7	40

第3表 男子服・婦人服製造業の地域別委託者数及び家内労働者数

		委託者数			家内労働者数		
		男子服	婦人服	計	男子服	婦人服	計
仙台署	仙台市			0			0
	塩釜市			0			0
	名取市			0			0
	多賀城市			0			0
	岩沼市			0			0
	富谷市			0			0
	亘理町		1	1		4	4
	山元町			0			0
	松島町			0			0
	七ヶ浜町			0			0
	利府町			0			0
	計	0	1	1	0	4	4
石巻署	石巻市		2	2		13	13
	気仙沼市		1	1		2	2
	東松島市			0			0
	女川町			0			0
	南三陸町			0			0
	計	0	3	3	0	15	15
古川署	大崎市			0			0
	大和町			0			0
	大郷町			0			0
	大衡村			0			0
	色麻町			0			0
	加美町			0			0
	涌谷町			0			0
	美里町			0			0
	計	0	0	0	0	0	0
大河原署	白石市		1	1		9	9
	角田市			0			0
	蔵王町			0			0
	七ヶ宿町			0			0
	大河原町			0			0
	村田町			0			0
	柴田町			0			0
	川崎町			0			0
	丸森町			0			0
	計	0	1	1	0	9	9
瀬峰署	登米市	1	1	2	6	6	12
	栗原市			0			0
	計	1	1	2	6	6	12
合計		1	6	7	6	34	40

5. 委託者実態調査結果

第4表 事業所規模（雇用労働者数）別委託者数・家内労働者数

事業所規模		5人以下	6～10人	11～30人	31～99人	100人以上	計
委託者数	男子服				1		1
	婦人服			1	4	1	6
	計	0	0	1	5	1	7
一委託者平均 家内労働者数	男子服				6.0		6.0
	婦人服			7.0	4.5	9.0	5.7
	計			7.0	4.8	9.0	5.7

第5表 年齢別家内労働者数

	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	計
男子服						6	6
婦人服			3	3	2	26	34
計	0	0	3	3	2	32	40

第6表 経験年数別家内労働者数

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
男子服					6	6
婦人服	1	4	1	8	20	34
計	1	4	1	8	26	40

第7表 1ヶ月の工賃額別家内労働者数

	男			女		
	男子服	婦人服	計	男子服	婦人服	計
1万円未満			0			0
1万円以上2万円未満			0	1	10	11
2万円以上3万円未満			0		10	10
3万円以上4万円未満			0	1	3	4
4万円以上5万円未満			0		3	3
5万円以上6万円未満			0	2	6	8
6万円以上7万円未満			0	2		2
7万円以上8万円未満			0			0
8万円以上9万円未満			0		1	1
9万円以上10万円未満			0			0
10万円以上			0		1	1
計	0	0	0	6	34	40

第8表 類型別家内労働者数

	専業			内職			副業			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
男子服			0		6	6			0	0	6	6
婦人服			0		34	34			0	0	34	34
計	0	0	0	0	40	40	0	0	0	0	40	40

第9表 過去2年間における家内労働業務量の増減別委託者数

	増えた	変わらない	減った	無回答
男子服		1		
婦人服		3	3	
計	0	4	3	0

第10表 第9表にて減ったと回答した減少理由別委託者数（複数回答）

	不況	工場内生産	人材不足	その他
男子服				
婦人服			1	2
計	0	0	1	2

第11表 委託業務内容別委託者数（複数回答）

	生地裁断	縫製	まとめ	仕上げ	検査	包装	その他
男子服			1				
婦人服		2	5				
計	0	2	6	0	0	0	0

第12表 委託業務のうち「まとめ」の内容別委託者数（複数回答）

	そで	そで口	すそ	ちどり	フアスナー	星入れ	飾り釦	根巻釦	力釦	鈎ホック	スナップ	糸ループ	その他
男子服			1					1					1
婦人服							1	4	2	2	3	4	4
計	0	0	1	0	0	0	1	5	2	2	3	4	5

第13表 委託理由別委託者数（複数回答）

	仕事量 が変動	手作業 である	少量多 品種 である	コスト が安い	高い技能 が必要	求人難	その他
男子服		1					
婦人服	1	6		1	2		
計	1	7	0	1	2	0	0

第14表 委託契約の方法別委託者数

	家内労働手帳		ノート類 (メモ等)	口約束	その他
	手帳式	伝票式			
男子服			1		
婦人服	3	2			1
計	3	2	1	0	1

第15表 不良品の取扱い別委託者数

	やり直し させる	弁償させる	工賃を 減額する	指導する	その他
男子服	1				
婦人服	2			2	2
計	3	0	0	2	2

第16表 納期が遅れた場合の取扱い別委託者数

	工場 引き取る	工賃を 減額する	指導する	その他
男子服	1			
婦人服	5		1	
計	6	0	1	0

第17表 家内労働者に支給している備品別委託者数（複数回答）

	有							無
	糸	針	チャ コ	目 打ち	物 差し	アイ ロン 台	そ の 他	
男子服	1	1	1					
婦人服	6	5	1	3	3		2	
計	7	6	2	3	3	0	2	0

第18表 家内労働者に貸与している機械別委託者数（複数回答）

	有					無
	ミシン			アイロン	その他	
	直線	ジグザグ	ロック			
男子服						1
婦人服						6
計	0	0	0	0	0	7

第19表 原材料費・製品の運搬者別委託者数（複数回答）

	委託者	家内労働者	その他
男子服	1		
婦人服	6	1	
計	7	1	0

第20表 工賃の支払場所別委託者数

	事業所	家内労働者宅	グループ リーダー宅	振込	その他
男子服				1	
婦人服		5		1	
計	0	5	0	2	0

第21表 工賃の支払方法別委託者数

	現金	小切手	口座振込	その他
男子服			1	
婦人服	5		1	
計	5	0	2	0

第22表 工賃の決定要素別委託者数

	世間相場	最低工賃	パルトの賃金	類似労働者	売値の利益	物価	納入価格	その他
男子服	1							
婦人服	4	2						
計	5	2	0	0	0	0	0	0

第23表 工賃の改定状況別委託者数

	上げた					改定しな かった	下げた				
	年度無	R4年	R5年	R6年	R7年		年度無	R4年	R5年	R6年	R7年
男子服						1					
婦人服	1				1	4					
計	1	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0

第24表 工賃を改定しなかったと回答した委託者の今後の工賃改定見直し

	考えている	考えていない	無回答
男子服		1	
婦人服	3	1	
計	3	2	0

第25表 工賃決定の際に光熱費等の考慮の有無別委託者数

	考慮している	考慮していない	無回答
男子服		1	
婦人服	5	1	
計	5	2	0

第31表 工賃分布表(婦人服スカート)

縫製工賃表
 縫製工賃表
 縫製工賃表

	円	人	円	8円	12円	13円	14円	15円	16円	23.5円	25円	(人)
見返し端まつり (千鳥)	11	1	12.0		6							
スナップ付け (1cm以上型)	16	1	25.0							6		
スナップ付け (1cm未満型)	17	1	25.0							6		
かぎホック付け	22	2	25.0							8		
ボタン付け (18mm、2つ穴)	10	3	13.2		2	6		2				
ボタン付け (20mm、4つ穴)	11	2	13.8			6			2			
鎖糸ループ付け	14	2	14.8				2	6				
ベント止め	9											
プリーツしつけ	8	1	8.0	6								
ウエスト裏まつり	32											
糸くず取り	22	1	23.5							6		
3段前かん	22	1	25.0								6	

斜体数字部分は、現行最低工賃額未満

第32表 工賃分布表(婦人服スラックス)

最低工賃額
 認定工賃額
 協賛委託者
 協賛工賃率
 協賛工賃率

	円	人	円	13円	15円	16円	23.5円	25円											(人)
スナップ付け (1cm以上型)	16	1	25.0																
スナップ付け (1cm未満型)	18	1	25.0					6											
かぎホック付け	22	2	25.0																
ボタン付け (18mm、2つ穴)	11	2	13.5	6	2														
ボタン付け (20mm、4つ穴)	13	2	13.8	6		2													
糸くず取り	22	1	23.5				6												
3段前かん	20	1	25.0																

斜体数字部分は、現行最低工賃額未満

6. 家内労働者実態調査結果

第33表 男女別家内労働者数及び平均年齢

	男	平均年齢	女	平均年齢
男子服			2	73.0
婦人服			11	70.1
計	0	0	13	70.5

第34表 家内労働者の世帯主との関係

	世帯主	配偶者	父母	子供	その他
男子服	1				1
婦人服	1	7	2	1	
計	2	7	2	1	1

第35表 類型別家内労働者数

	専業	副業	内職	その他
男子服			2	
婦人服			11	
計	0	0	13	0

第36表 家内労働を行っている理由別家内労働者数（複数回答）

	生計維持	家計補助	時間的余裕	家を離れられない	小遣い稼ぎ	その他
男子服		2				
婦人服		1	2	3	6	
計	0	3	2	3	6	0

第37表 家内労働者の平均年数・平均工賃等（令和7年9月分・過去1年分）

	労働年数	工賃月額 (9月)	労働日数 (9月)	1日平均 労働時間	工賃月額 (年平均)	労働日数 (年平均)
男子服	2年6ヶ月	26,000	23.5	7.8	24,000	22.5
婦人服	14年6ヶ月	26,894	20.2	4.9	28,607	20.2
計	12年8ヶ月	26,731	20.7	5.4	27,839	20.6

第38表 機械を使用する家内労働者数及び当該機械の所有者

	ミシン	委託者	労働者	アイロン	委託者	労働者
男子服						
婦人服	1		1			
計	1	0	1	0	0	0

第39表 工賃の決定方法別家内労働者数

	委託者が決める	話し合いで決める	その他
男子服	2		
婦人服	11		
計	13	0	0

第40表 過去4年間における工賃改定の有無

	上がった	下がった	改定されなかった
男子服			2
婦人服	5		6
計	5	0	8

第41表 工賃支払い遅れの有無

	遅れたことがある	遅れたことがない
男子服		2
婦人服		11
計	0	13

第42表 著しく低い工賃の仕事依頼の有無

	頼まれたことがある	頼まれたことがない	未回答
男子服		1	1
婦人服		11	
計	0	12	1

第43表 最低工賃周知状況

	知っている	知らない	未回答
男子服		2	
婦人服	5	4	2
計	5	6	2

第44表 最低工賃の必要性

	必要である	必要ない	未回答
男子服	1	1	
婦人服	7	2	2
計	8	3	2

品目	工程	規格	①現行 最低工賃		前回調査分						今回調査分						現行最低 工賃比 ③/①%	対前回比 ③/②%
			最低	最高	最高	最低	②平均 額		対象委 託者数	家内労 働者数	最高	最低	③平均 額		対象委 託者数	家内労 働者数		
							最低	最高					最低	最高				
男子服 背広 上衣	下襟からげまつり (すみまつり)	針目が3cm間隔に 6針以上	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	厚裏まつり	針目が3cm間隔に 9針以上	37	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に 5針以上	126	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	前裏すそまつり	針目が3cm間隔に 5針以上	42	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に 4針以上	85	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に 9針以上	58	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	そで口裏まつり	鎖糸ループ長さ 1cm	66	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	背裏鎖止め (鎖止め)	針目が3cm間隔に 6針以上	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	ベントまつり	針目が3cm間隔に 6針以上	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	背すそまつり	針目が3cm間隔に 6針以上	53	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	糸くず取り	8ヶ所	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0
	男子服 スボン	腰裏かんぬき止め	針目が3cm間隔に 10針以上	46	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0
腰裏後端まつり		針目が3cm間隔に 10針以上	11	0	0	0	0	0	0	0	11	11	11.0	1	6	100.0	0.0	
前立てまつり			11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
天ぐ裏まつり		針目が3cm間隔に 6針以上	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
シックまつり			32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
小またちどり			18	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
内またちどり			25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
ボタン付け		小釦、糸足つき 根巻4回以上	12	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12.0	1	6	100.0	0.0	
糸くず取り			29	0	0	0	0	0	0	0	29	29	29.0	1	6	100.0	0.0	

品目	工程	規格	①現行 最低工賃		前回調査分				今回調査分				現行最低 工賃比 ③/①%	対前回比 ③/②%	
			最低	最高	最高 最低	②平均 額	対象委 託者数	家内労 働者数	最高 最低	③平均 額	対象委 託者数	家内労 働者数			
															最低
婦人服ワンピース	見返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	13	10	13	11.4	2	24	0	0	0	0	0.0	0.0	
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	12	15	15	15.0	1	2	0	0	0	0	0.0	0.0	
	スナップ付け	1cm以上型	16	20	35	23.2	2	14	0	0	0	0	0.0	0.0	
		1cm未満型	17	20	25	21.1	2	14	40	50	45.4	2	13	267.1	215.2
	かざりホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	22	20	25	21.1	4	34	20	25	22.1	4	19	100.5	104.7
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	10	10	15	10.7	4	29	12	15	13.6	4	17	136.0	127.1
	鎖糸ループ付け		14	10	14	10.5	2	15	14	20	19.2	3	15	137.1	182.9
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	9	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	1	4	111.1	0.0
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	29	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
	肩パット付け		36	35	35	35.0	1	11	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
糸くず取り		30	45	60	50.3	2	20	50	50	50.0	2	13	166.7	99.4	
婦人服ブレザー	見返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	16	13	13	13.0	1	11	0	0	0	0	0.0	0.0	
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	34	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	
		18mm以下、2つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	11	10	15	11.2	3	16	12	15	13.5	2	4	122.7	120.5
	ボタン付け	20mm以上、4つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	13	10	17	11.5	2	14	16	16	16.0	1	2	123.1	139.1
		18mm以下、2つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	13	15	30	18.2	2	14	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
	カボタン付き ボタン付け	20mm以上、4つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	15	15	32	18.2	3	16	15	15	15.0	1	2	100.0	82.4
	ベント止め	×印しつけ止め	10	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
	肩パット付け		35	35	35	35.0	1	11	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
	糸くず取り		27	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0

品目	工程	規格	①現行 最低工賃	前回調査分				今回調査分				現行最低 工賃比 ③/①%	対前回比 ③/②%	
				最高 最低	②平均 額	対象委 託者数	家内労 働者数	最高 最低	③平均 額	対象委 託者数	家内労 働者数			
														最高
婦人服 コート	見返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以 上	13	13	13	1	11	0	0	0	0.0	0.0		
			16	20	25	2	14	0	0	0	0.0	0.0		
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足 つき根巻き4回以上 20mm以上、4つ穴、糸足 つき根巻き4回以上	11	10	15	3	16	12	15	13.5	2	4	122.7	120.5
			12	10	17	3	16	12	16	14.0	2	4	116.7	120.7
	カボタン付き ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足 つき根巻き4回以上 20mm以上、4つ穴、糸足 つき根巻き4回以上	14	15	30	2	14	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
			15	15	32	2	14	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
	ベント止め プリーツしつけ	×印しつけ止め	9	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
			9	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
	肩パット付け 糸くず取り		33	35	35	1	11	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
			26	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
婦人服 スカート	見返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以 上	11	13	13	1	11	12	12	12.0	1	6	109.1	92.3
			16	20	20	1	11	25	25	25.0	1	6	156.3	125.0
	スナップ付け	1cm以上型 1cm未満型	17	20	40	4	34	25	25	25.0	1	6	147.1	89.0
			22	20	25	3	27	25	25	25.0	2	8	113.6	116.8
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足 つき根巻き4回以上 20mm以上、4つ穴、糸足 つき根巻き4回以上	10	10	15	4	29	12	15	13.2	3	10	132.0	123.4
			11	10	17	2	14	13	16	13.8	2	8	125.5	120.0
	鎖糸ループ付け ベント止め	×印しつけ止め	14	10	14	3	22	14	15	14.8	2	8	105.7	142.3
			9	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
	プリーツしつけ ウエスト裏まつり	針目が3cm間隔に7針以上	8	0	0	0	0	8	8	8.0	1	6	100.0	0.0
			32	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0
糸くず取り 3段前かん		22	30	30	2	20	23.5	23.5	23.5	1	6	106.8	78.3	
		22	0	0	0	0	25	25	25.0	1	6	113.6	0.0	

品目	工程	規格	①現行 最低工賃	前回調査分				今回調査分				現行最低 工賃比 ③/①%	対前回比 ③/②%		
				最高 最低	最高 最低	②平均 額	対象委 託者数	家内労 働者数	最高 最低	③平均 額	対象委 託者数			家内労 働者数	
婦人服	スナップ付け	1cm以上型	16	0	0	0.0	0	0	25	25	25.0	1	6	156.3	0.0
	かぎホック付け	1cm未満型	18	25	25	25.0	2	9	25	25	25.0	1	6	138.9	100.0
スラックス	ボタン付け	ウエスト用、前かん	22	25	25	25.0	2	9	25	25	25.0	2	8	113.6	100.0
		18mm以下、2つ穴、糸 足つき根巻き4回以上 20mm以上、4つ穴、糸 足つき根巻き4回以上	11	15	15	15.0	1	3	13	15	13.5	2	8	122.7	90.0
ス	糸くず取り 3段前かん		13	13	17	14.3	2	9	13	16	13.8	2	8	106.2	96.5
			22	22	22	22.0	1	6	23.5	23.5	23.5	23.5	6	6	106.8
			20	0	0	0.0	0	0	25	25	25.0	1	6	125.0	0.0

宮城県産業別全事業所数及び男女別従業者数の推移

宮城労働局 賃金室

調査年 (平成)	衣服・その他の繊維製品製造業(F12)						織物製外衣・シャツ製造業(F121)					
	(平成19年11月)→ E11「繊維工業」						(平成19年11月)→ E116「外衣・シャツ製造業」					
	事業所 数	前調査 年比%	従業者数			前調査 年比%	事業所 数	前調査 年比%	従業者数			前調査 年比%
男			女	合計	男				女	合計		
8年	580	—	—	—	13087	—	333	—	—	—	8610	—
11年	461	▲20.5	—	—	9969	▲23.8	259	▲22.2	—	—	6659	▲22.6
13年	417	▲9.5	1495	7008	8502	▲14.7	227	▲12.4	708	4153	4861	▲27.0
16年	336	▲19.4	1150	5350	6500	▲23.5	181	▲20.3	575	3266	3841	▲21.0
18年	305	▲9.2	1119	4630	5749	▲11.6	155	▲14.4	567	2863	3430	▲10.7
21年	301	▲1.3	1089	3799	4888	▲15.0	162	4.5	579	2866	3445	0.4
24年	263	▲12.6	1103	3179	4282	▲12.4	133	▲17.9	539	2198	2737	▲20.6
26年	279	6.1	1033	3098	4131	▲3.5	129	▲3.0	418	1920	2338	▲14.6
28年	252	▲9.7	872	2866	3803	▲7.9	120	▲7.0	401	1938	2339	0.0
令3年	226	▲10.3	903	2562	3465	▲8.9	97	▲19.2	357	1612	1969	▲15.8

「説明」資料出所：総務省統計局(平成18年までは「事業所企業統計調査」、平成21年から「経済センサス基礎調査」、平成26年以降は基礎調査の間に行う「活動調査」)
 男女別従業者数の調査は平成13年から実施されている
 平成24年の活動調査は平成24年2月1日現在で、平成25年11月27日に詳細編公表

産業分類：日本標準産業分類が平成19年11月に変更され、平成21年の統計に反映されている

- 1 F11「繊維工業(衣服、その他の繊維製品を除く)」、F12「衣服・その他の繊維製品製造業」を廃止統合し、中分類E11「繊維工業」に変更
- 2 F121「織物製外衣・シャツ製造業」、F122「ニット製外衣・シャツ製造業」を廃止統合し、小分類E116「外衣・シャツ製造業」に変更

宮城県繊維工業製造品出荷額・付加価値額の推移

宮城労働局 賃金室

調査年 (平成)	E11繊維工業			
	製造品出荷額 (前調査年比%)		付加価値額 (前調査年比%)	
27年	228億 1689万円	15.4	130億 4927万円	24.1
28年	203億 5961万円	▲10.8	104億 5259万円	▲19.9
29年	206億 3944万円	1.4	114億 3584万円	9.4
30年	208億 8458万円	1.2	117億 2210万円	2.5
元年	180億 1369万円	▲13.7	104億 1857万円	▲11.1
2年	170億 4267万円	▲5.4	106億 8548万円	2.6
3年				
4年	147億 2000万円		83億 5000万円	
5年	130億 800万円	▲11.5	64億 800万円	▲23.3
6年	146億 2500万円	12.4	68億 8800万円	7.5

※ 平成27年から令和2年までは、宮城県企画部統計課の「宮城県の工業(第13表、第14表)」による。令和4年以降は、経済産業省の経済構造実態調査 製造業事業所調査「地域別」統計表データ(第3表)による。

消費者物価指数の推移

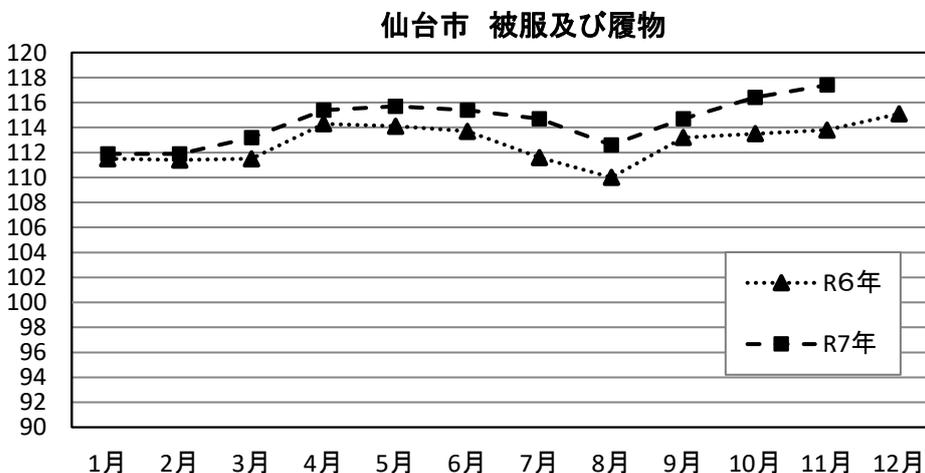
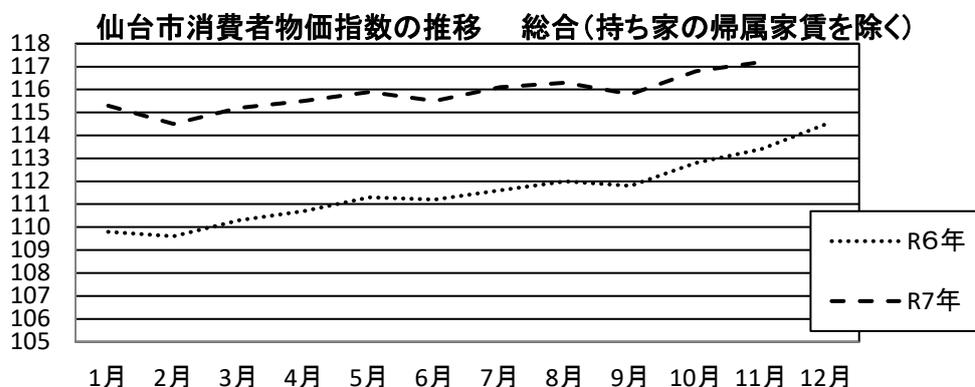
資料No.16

宮城労働局 賃金室

	総合(持ち家の帰属家賃を除く)		被服及び履物	
	全国	仙台市	全国	仙台市
令和2年	100.0	100.0	100.0	100.0
令和3年	99.7	99.7	100.4	101.2
令和4年	102.7	103.2	102.0	104.7
令和5年	106.6	107.7	105.7	109.9
令和6年	110.0	111.6	108.2	112.8
令和7年1月	113.2	115.3	108.6	111.9
2月	112.7	114.5	108.8	111.9
3月	113.1	115.2	110.1	113.2
4月	113.5	115.5	111.6	115.4
5月	113.9	115.9	111.5	115.7
6月	113.8	115.5	111.3	115.4
7月	114.0	116.1	110.1	114.7
8月	114.2	116.3	109.4	112.6
9月	114.1	115.8	112.5	114.7
10月	115.0	116.8	112.8	116.4
11月	115.5	117.2	113.3	117.4

※令和2年基準=100.0

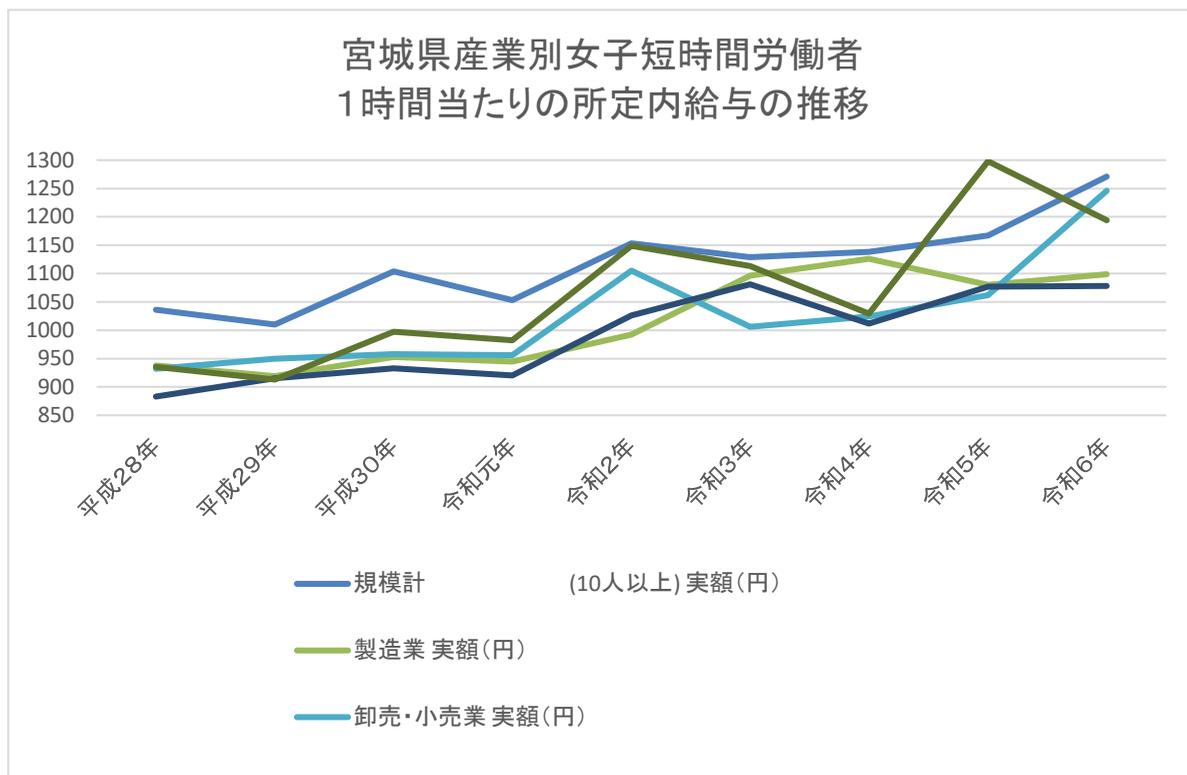
※資料出所: 総務省統計局「消費者物価指数(CPI)」(品目別価格指数)



宮城県産業別女子短時間労働者1時間当たり所定内給与額の推移

宮城労働局 賃金室

	規模計 (10人以上)		製造業		卸売・小売業		宿泊・飲食業		サービス業 (他に分類されないもの)	
	実額(円)	アップ 率 %	実額(円)	アップ 率 %	実額(円)	アップ 率 %	実額(円)	アップ 率 %	実額(円)	アップ 率 %
平成28年	1036	6.8	938	9.5	932	0.3	883	2.1	935	▲7.2
平成29年	1010	▲2.5	919	▲2.0	950	1.9	915	3.6	913	▲2.4
平成30年	1104	9.3	953	3.7	958	0.8	933	2.0	997	9.2
令和元年	1053	▲4.6	945	▲0.8	956	▲0.2	920	▲1.4	982	▲1.5
令和2年	1153	9.5	992	5.0	1105	15.6	1026	11.5	1149	17.0
令和3年	1129	▲2.1	1096	10.5	1006	▲9.0	1081	5.4	1113	▲3.1
令和4年	1138	0.9	1126	2.7	1024	1.8	1012	▲6.3	1029	▲7.5
令和5年	1167	2.6	1080	▲4.1	1062	3.7	1077	6.4	1298	26.1
令和6年	1271	8.8	1099	1.8	1246	17.3	1078	0.1	1194	▲8.0



資料出所: 厚生労働省賃金構造基本統計調査報告第4巻第4表

宮 城 県 鋳 工 業 生 産 指 数

令 和 7 年 11 月 分

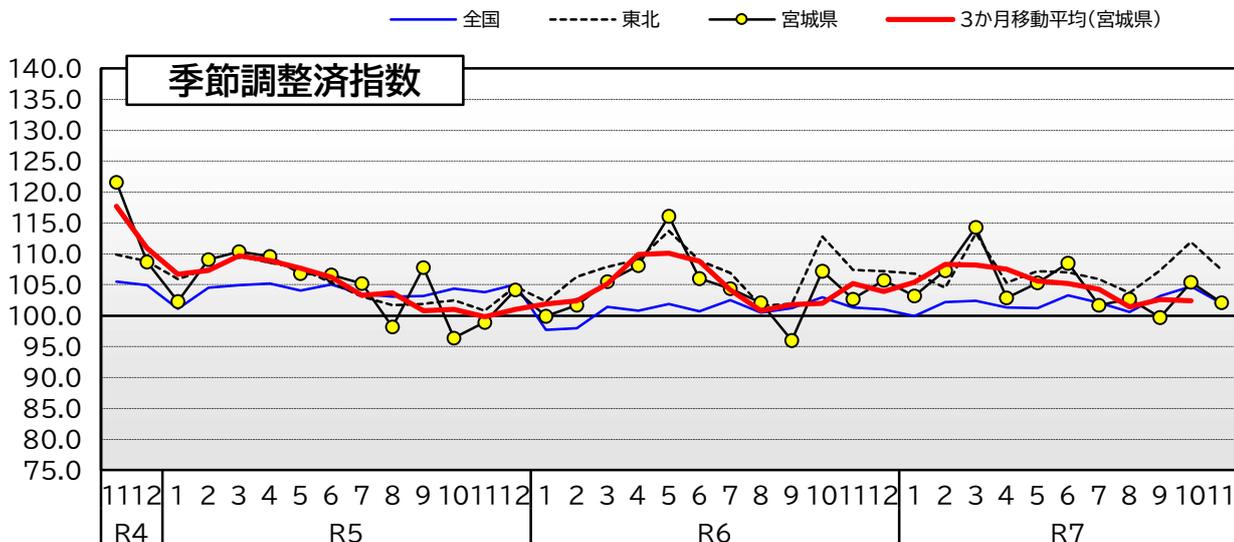
～ 生産は前月比▲3.1%の低下で、2か月ぶりの低下～

- ◇ 本県の11月の鋳工業生産指数は前月比▲3.1%と2か月ぶりの低下となった。
前年同月比(原指数)では、▲4.8%と2か月連続の低下となった。
- ◇ 輸送機械工業、パルプ・紙・紙加工品工業など5業種が上昇し、
汎用・生産用・業務用機械工業、化学、石油・石炭製品工業など10業種が低下した。
- ◇ 東北(速報値)では前月比▲4.0%の低下、全国(速報値)では前月比▲2.6%の
低下となっている。

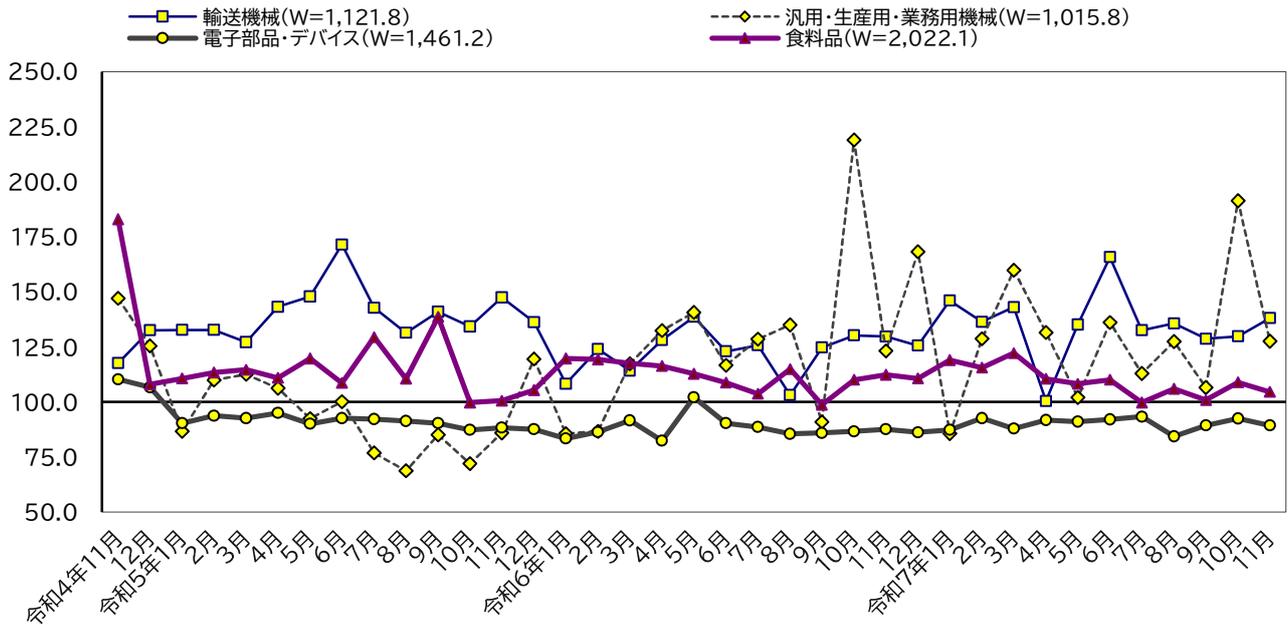
区 分	季 節 調 整 済 指 数			原 指 数		
	令和7年10月	令和7年11月	前月比	令和6年11月	令和7年11月	前年同月比
宮城県	105.4	102.1	▲ 3.1 %	108.6	103.4	▲ 4.8 %
東 北	111.9	107.4	▲ 4.0 %	110.0	106.9	▲ 2.8 %
全 国	104.7	102.0	▲ 2.6 %	103.4	101.2	▲ 2.1 %

宮城県・東北・全国の鋳工業生産指数の推移

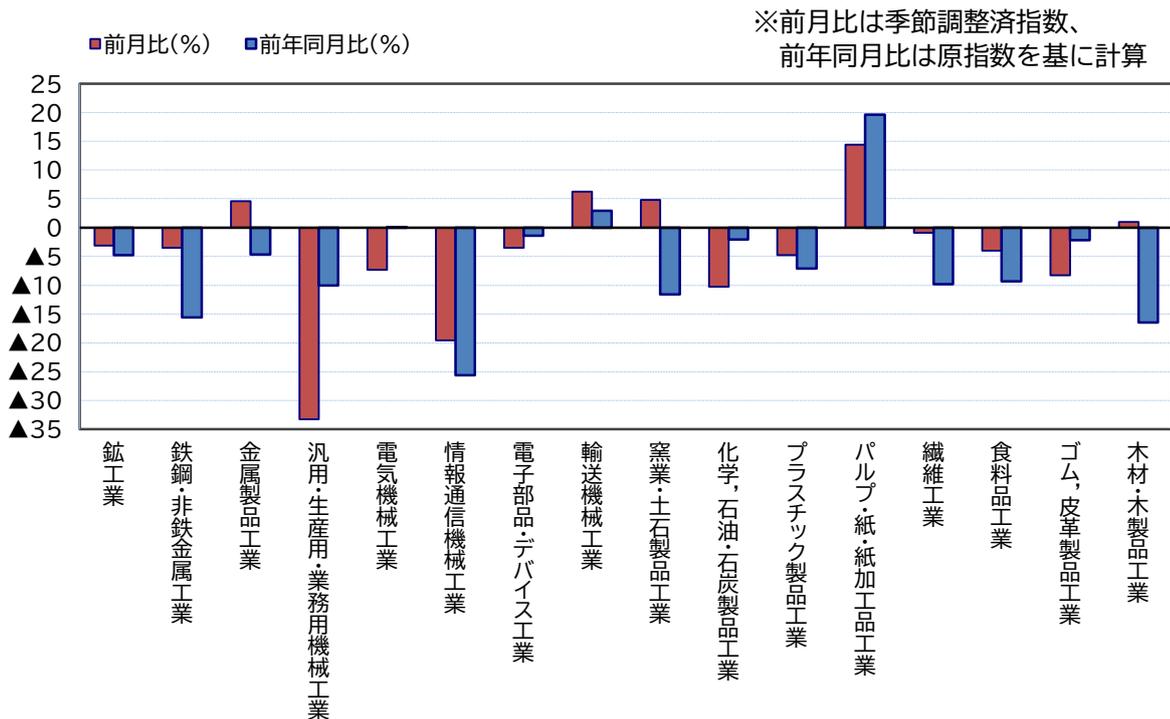
(令和2年(2020年)=100.0)



主な業種の生産指数の推移 (季節調整済 令和2年(2020年)=100.0)



業種別生産指数の前月比及び前年同月比



業種別生産動向

↑上昇に寄与した主な業種	前月比	前年同月比	↓低下に寄与した主な業種	前月比	前年同月比
輸 送 機 械 工 業	6.3%	2.9%	汎用・生産用・業務用機械工業	▲ 33.3%	▲ 10.0%
パルプ・紙・紙加工品工業	14.4%	19.6%	化学、石油・石炭製品工業	▲ 10.3%	▲ 2.1%
金 属 製 品 工 業	4.6%	▲ 4.7%	食 料 品 工 業	▲ 4.0%	▲ 9.3%
窯 業 ・ 土 石 製 品 工 業	4.8%	▲ 11.6%	電 気 機 械 工 業	▲ 7.3%	0.1%

宮城県・東北・全国の鉱工業生産指数

(令和2年(2020年)=100.0)

		宮 城 県		東 北		全 国		
		鉱工業	増減率 (%)	鉱工業	増減率 (%)	鉱工業	増減率 (%)	
原 指 数		(前年比)		(前年比)		(前年比)		
	R2年	100.0	▲6.8	100.0	▲6.6	100.0	▲10.4	C.Y. 2020
	R3年	108.7	8.7	108.2	8.2	105.4	5.4	C.Y. 2021
	R4年	114.7	5.5	109.6	1.3	105.3	▲0.1	C.Y. 2022
	R5年	104.8	▲8.6	105.0	▲4.2	103.9	▲1.3	C.Y. 2023
	R6年	105.1	0.3	107.3	2.2	101.2	▲2.6	C.Y. 2024
		(前年同期比)		(前年同期比)		(前年同期比)		
	令和6年Ⅲ期	101.7	▲3.8	104.6	1.3	100.9	▲1.8	Q3 2024
	Ⅳ期	112.5	7.1	112.5	6.6	104.9	▲1.5	Q4
	令和7年Ⅰ期	104.3	3.6	106.6	2.5	100.9	1.0	Q1 2025
	Ⅱ期	101.3	▲4.1	103.9	▲3.7	99.9	0.9	Q2
	Ⅲ期	102.4	0.7	106.9	2.2	101.6	0.7	Q3
		(前年同月比)		(前年同月比)		(前年同月比)		
	令和6年 11月	108.6	3.0	110.0	5.0	103.4	▲3.3	Nov. 2024
	12月	115.9	4.1	112.4	3.4	104.1	▲2.2	Dec.
	令和7年 1月	95.1	3.3	100.0	4.4	94.4	2.2	Jan.
	2月	99.4	▲1.4	99.8	▲2.2	97.3	0.1	Feb. 2025
	3月	118.3	8.3	120.0	5.0	111.1	1.0	Mar.
	4月	100.3	▲4.8	104.3	▲3.5	101.0	0.5	Apr.
	5月	98.1	▲11.1	100.8	▲7.3	95.0	▲2.4	May
	6月	105.4	4.4	106.6	▲0.2	103.7	4.4	Jun.
	7月	106.1	▲2.6	110.1	▲1.0	107.4	▲0.4	Jul.
	8月	90.5	▲1.3	96.5	0.4	89.9	▲1.6	Aug.
	9月	110.6	5.8	114.1	7.0	107.5	3.8	Sep.
10月	111.2	▲1.7	r114.2	▲0.8	r108.9	1.6	Oct.	
11月	103.4	▲4.8	106.9	▲2.8	101.2	▲2.1	Nov.	
季 節 調 整 指 数		(前期比)		(前期比)		(前期比)		
	令和6年Ⅲ期	100.8	▲8.4	103.5	▲6.4	101.4	0.3	Q3 2024
	Ⅳ期	105.2	4.4	109.1	5.4	101.8	0.4	Q4
	令和7年Ⅰ期	108.3	2.9	108.2	▲0.8	101.5	▲0.3	Q1 2025
	Ⅱ期	105.6	▲2.5	106.5	▲1.6	101.9	0.4	Q2
	Ⅲ期	101.4	▲4.0	105.6	▲0.8	102.0	0.1	Q3
		(前月比)		(前月比)		(前月比)		
	令和6年 11月	102.7	▲4.2	107.4	▲4.8	101.3	▲1.7	Nov. 2024
	12月	105.7	2.9	107.2	▲0.2	101.0	▲0.3	Dec.
	令和7年 1月	103.2	▲2.4	106.8	▲0.4	99.9	▲1.1	Jan.
	2月	107.3	4.0	104.5	▲2.2	102.2	2.3	Feb. 2025
	3月	114.3	6.5	113.3	8.4	102.4	0.2	Mar.
	4月	102.9	▲10.0	105.3	▲7.1	101.3	▲1.1	Apr.
	5月	105.3	2.3	107.2	1.8	101.2	▲0.1	May
	6月	108.5	3.0	107.0	▲0.2	103.3	2.1	Jun.
	7月	101.7	▲6.3	105.9	▲1.0	102.1	▲1.2	Jul.
	8月	102.7	1.0	103.7	▲2.1	100.6	▲1.5	Aug.
	9月	99.7	▲2.9	107.3	3.5	103.2	2.6	Sep.
	10月	105.4	5.7	r111.9	4.3	r104.7	1.5	Oct.
	11月	102.1	▲3.1	107.4	▲4.0	102.0	▲2.6	Nov.

注1)前年(同月・同期)比は原指数、前月(期)比は季節調整済指数によって算出している。

2)令和7年11月の数値は速報値であり、翌月に訂正する場合がある。

宮城県鉱工業生産指数

(1) 業種別指数 (付加価値額ウェイト)

	製造工業		業種別						
	鉱工業	製造工業	鉄鋼・非鉄 金属工業	鉄鋼業	非鉄金属 工業	金属製品 工業	汎用・生産用・ 業務用機械工業	電気機械 工業	情報通信機械 工業
ウェイト	10,000.0	10,000.0	340.5	156.1	184.4	510.6	1,015.8	435.8	322.2
品目数	172	172	16	7	9	17	15	8	9
(原指数)									
R2年	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R3年	108.7	108.7	112.2	119.6	105.9	103.2	133.3	108.6	85.6
R4年	114.7	114.7	113.5	115.1	112.2	106.0	163.9	112.6	78.5
R5年	104.8	104.8	107.1	104.6	109.2	99.1	97.1	116.4	69.7
R6年	105.1	105.1	98.6	97.7	99.4	91.8	125.9	140.9	49.3
令和6年Ⅲ期	101.7	101.7	102.3	98.9	105.3	94.0	122.0	126.4	46.7
Ⅳ期	112.5	112.5	89.2	93.2	85.8	93.2	148.4	146.6	52.5
令和7年Ⅰ期	104.3	104.3	88.9	98.3	80.9	80.1	136.7	139.8	58.5
Ⅱ期	101.3	101.3	78.5	84.5	73.4	93.5	123.0	132.3	50.3
Ⅲ期	102.4	102.4	84.5	101.8	69.9	92.0	121.5	138.6	48.0
令和6年 11月	108.6	108.6	97.7	101.7	94.3	91.5	110.9	144.7	50.7
12月	115.9	115.9	84.0	98.5	71.7	87.4	195.5	137.7	62.1
令和7年 1月	95.1	95.1	95.3	99.2	91.9	80.7	73.7	132.0	39.1
2月	99.4	99.4	83.7	92.1	76.6	75.5	115.7	139.5	71.6
3月	118.3	118.3	87.7	103.5	74.3	84.1	220.8	147.9	64.8
4月	100.3	100.3	71.0	71.4	70.8	93.6	119.1	128.4	51.3
5月	98.1	98.1	76.8	82.1	72.4	90.6	99.8	126.2	50.8
6月	105.4	105.4	87.6	100.1	77.1	96.2	150.2	142.4	48.9
7月	106.1	106.1	92.3	109.5	77.7	102.1	116.4	147.4	57.8
8月	90.5	90.5	75.4	94.9	58.8	77.3	107.7	108.4	41.4
9月	110.6	110.6	85.9	101.0	73.1	96.7	140.3	160.0	44.9
10月	111.2	111.2	80.8	86.0	76.4	90.3	121.4	167.0	46.1
11月	103.4	103.4	82.5	101.4	66.6	87.2	99.8	144.8	37.7
前年同月比 (%)	▲4.8	▲4.8	▲15.6	▲0.3	▲29.4	▲4.7	▲10.0	0.1	▲25.6
(季節調整済指数)									
令和6年Ⅲ期	100.8	100.8	101.4	99.3	104.5	90.1	118.1	130.1	47.9
Ⅳ期	105.2	105.2	88.4	89.6	84.6	87.0	170.1	139.2	49.9
令和7年Ⅰ期	108.3	108.3	90.6	100.2	83.1	88.4	124.7	142.4	55.9
Ⅱ期	105.6	105.6	79.2	85.6	74.3	94.5	123.2	133.1	53.8
Ⅲ期	101.4	101.4	83.7	102.0	69.4	87.9	115.7	143.4	49.2
令和6年 11月	102.7	102.7	92.7	95.0	90.9	84.5	123.2	134.9	49.4
12月	105.7	105.7	85.3	94.7	72.6	86.0	168.2	137.5	54.7
令和7年 1月	103.2	103.2	92.9	97.9	89.6	87.3	85.6	139.9	41.8
2月	107.3	107.3	94.4	99.5	89.2	88.9	128.7	149.4	68.1
3月	114.3	114.3	84.6	103.2	70.6	89.1	159.8	137.8	57.9
4月	102.9	102.9	71.5	76.0	68.9	94.4	131.6	123.3	56.1
5月	105.3	105.3	81.8	82.8	79.5	95.0	102.0	140.8	54.2
6月	108.5	108.5	84.4	98.0	74.6	94.2	136.1	135.2	51.2
7月	101.7	101.7	86.2	104.7	71.4	92.9	113.0	132.9	57.7
8月	102.7	102.7	81.7	102.6	65.5	81.8	127.4	139.2	48.7
9月	99.7	99.7	83.3	98.8	71.3	89.0	106.6	158.2	41.2
10月	105.4	105.4	82.2	85.7	75.6	81.3	191.4	154.3	46.9
11月	102.1	102.1	79.3	97.7	64.8	85.0	127.6	143.0	37.7
前月比 (%)	▲3.1	▲3.1	▲3.5	14.0	▲14.3	4.6	▲33.3	▲7.3	▲19.6

(令和2年(2020年) = 100.0)

電子部品・ デバイス工業	輸送機械 工業	窯業・土石 製品工業	化学、石油・ 石炭製品工業	プラスチック 製品工業	パルプ・紙・紙 加工品工業	繊維工業	食料品工業	その他工業	ゴム、皮革 製品工業	
1,461.2	1,121.8	488.5	737.0	333.1	549.1	31.2	2,022.1	631.1	128.1	ウェイト
12	7	9	25	7	8	2	22	15	6	品目数
										(原指数)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	C. Y. 2020
120.7	119.9	97.9	84.3	102.7	96.0	97.4	102.6	107.3	109.6	C. Y. 2021
106.7	112.2	98.6	94.6	100.0	93.6	82.7	129.0	104.3	113.3	C. Y. 2022
90.8	140.2	86.5	100.3	103.5	87.4	81.5	114.2	105.4	112.1	C. Y. 2023
88.6	124.5	86.4	119.8	92.7	83.6	77.2	112.4	94.0	98.2	C. Y. 2024
88.3	118.0	80.7	98.3	92.4	91.6	76.7	110.5	94.4	98.1	Q3 2024
93.2	140.2	97.8	135.0	97.9	74.3	72.4	117.2	99.1	93.9	Q4
82.7	139.5	82.1	112.1	80.4	95.4	78.9	105.9	90.5	96.0	Q1 2025
90.1	123.5	87.6	93.2	88.6	81.6	74.7	110.1	92.6	100.1	Q2
90.8	131.1	81.9	104.2	89.2	89.7	75.7	106.9	87.2	91.7	Q3
93.7	137.8	95.5	135.9	100.7	57.2	70.4	120.9	101.6	94.8	Nov. 2024
91.3	132.3	99.7	131.7	91.3	89.7	69.9	117.5	95.1	88.8	Dec.
80.2	130.2	76.5	117.6	77.6	102.0	65.4	102.9	84.6	85.1	Jan. 2025
82.1	142.2	79.1	98.8	73.6	91.3	80.4	99.0	91.1	97.4	Feb.
85.7	146.1	90.7	120.0	89.9	92.8	90.8	115.8	95.9	105.4	Mar.
91.5	105.5	86.6	119.5	86.8	94.2	75.9	106.7	89.6	106.4	Apr.
84.2	123.6	83.5	99.2	87.9	91.8	77.8	110.3	87.7	90.9	May
94.7	141.3	92.6	61.0	91.0	58.8	70.4	113.2	100.6	103.0	Jun.
99.3	142.0	88.8	70.8	96.8	90.6	76.3	113.4	100.1	104.3	Jul.
79.5	106.5	74.8	100.5	71.4	86.4	73.4	100.0	75.8	76.5	Aug.
93.5	144.9	82.1	141.2	99.3	92.1	77.4	107.2	85.8	94.2	Sep.
100.9	150.0	88.6	141.4	105.3	72.9	67.0	112.0	96.4	104.1	Oct.
92.4	141.8	84.4	133.1	93.6	68.4	63.5	109.7	93.4	92.7	Nov.
▲1.4	2.9	▲11.6	▲2.1	▲7.1	19.6	▲9.8	▲9.3	▲8.1	▲2.2	前年同月比 (%)
										(季節調整済指数)
86.7	117.9	83.9	117.3	90.7	82.6	79.0	105.8	94.5	98.6	Q3 2024
86.9	128.5	87.9	116.2	91.7	81.4	73.7	111.1	94.4	91.2	Q4
89.3	141.9	89.8	98.4	87.4	92.3	76.1	119.0	93.7	98.8	Q1 2025
91.7	133.8	86.0	113.0	87.9	88.3	74.1	109.6	94.3	100.2	Q2
89.0	132.3	85.1	118.9	87.4	81.1	78.3	102.2	87.1	92.0	Q3
87.7	129.7	87.1	118.3	93.1	77.3	73.3	112.4	93.2	90.6	Nov. 2024
86.2	125.6	88.8	109.0	89.8	84.7	71.6	110.7	93.3	91.6	Dec.
87.4	146.1	89.7	97.9	86.0	89.1	68.5	119.1	91.8	96.2	Jan. 2025
92.6	136.4	87.8	85.0	86.5	93.3	81.9	115.6	96.6	104.1	Feb.
88.0	143.1	91.8	112.2	89.7	94.4	77.9	122.2	92.7	96.2	Mar.
91.8	100.5	84.3	123.6	84.3	87.8	76.0	110.5	95.8	103.7	Apr.
91.1	135.1	86.7	119.1	90.3	85.5	76.0	108.3	95.4	99.1	May
92.1	165.8	87.1	96.4	89.2	91.5	70.3	110.1	91.8	97.8	Jun.
93.3	132.6	87.8	122.1	88.5	85.8	74.0	99.7	94.1	100.6	Jul.
84.4	135.7	84.8	107.0	81.2	74.2	80.6	106.0	84.9	85.1	Aug.
89.3	128.7	82.6	127.6	92.5	83.4	80.3	100.8	82.3	90.4	Sep.
92.5	129.9	79.2	124.8	95.3	78.9	66.4	108.9	92.7	97.1	Oct.
89.3	138.1	83.0	111.9	90.7	90.3	65.8	104.5	89.0	89.0	Nov.
▲3.5	6.3	4.8	▲10.3	▲4.8	14.4	▲0.9	▲4.0	▲4.0	▲8.3	前月比 (%)

(業種別指数 つづき)

(2) 特殊分類別指数 (付加価値額ウェイト)

				鉱工業	最終需要財			
	印刷業	木材・木製品 工業	その他製品 工業			投資財	建設財	資本財
ウェイト	185.9	183.6	133.5	10,000.0	6,023.2	2,547.1	1,110.6	1,436.5
品目数	3	4	2	181	86	52	25	27
(原指数)								
R2年	X	100.0	X	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
R3年	X	99.3	X	108.7	107.1	110.9	99.2	120.0
R4年	X	97.3	X	114.7	119.0	120.4	94.1	140.6
R5年	X	85.1	X	104.8	105.4	90.6	90.0	91.1
R6年	X	84.2	X	105.1	106.1	98.2	83.6	109.4
令和6年Ⅲ期	X	87.7	X	101.7	103.2	96.9	86.0	105.3
Ⅳ期	X	90.8	X	112.5	115.5	109.9	89.7	125.6
令和7年Ⅰ期	X	89.4	X	104.3	106.1	99.3	74.4	118.5
Ⅱ期	X	85.8	X	101.3	103.2	95.0	82.2	104.9
Ⅲ期	X	78.5	X	102.4	103.7	94.8	82.6	104.1
令和6年 11月	X	90.9	X	108.6	109.8	93.5	89.5	96.6
12月	X	90.9	X	115.9	122.3	129.3	85.6	163.2
令和7年 1月	X	90.0	X	95.1	92.5	72.6	74.8	70.8
2月	X	87.5	X	99.4	99.8	90.8	70.0	107.0
3月	X	90.7	X	118.3	125.9	134.4	78.4	177.8
4月	X	80.7	X	100.3	97.9	91.3	79.5	100.3
5月	X	85.1	X	98.1	99.6	84.4	80.0	87.8
6月	X	91.5	X	105.4	112.0	109.4	87.1	126.7
7月	X	86.9	X	106.1	107.9	98.1	92.2	102.7
8月	X	69.3	X	90.5	91.8	82.5	70.2	91.9
9月	X	79.2	X	110.6	111.5	103.7	85.5	117.8
10月	X	79.7	X	111.2	110.9	99.4	87.4	108.6
11月	X	75.9	X	103.4	103.1	86.6	79.9	91.7
前年同月比 (%)	X	▲16.5	X	▲4.8	▲6.1	▲7.4	▲10.7	▲5.1
(季節調整済指数)								
令和6年Ⅲ期	X	84.8	X	100.8	101.9	93.3	82.6	101.7
Ⅳ期	X	85.4	X	105.2	107.8	109.7	82.6	137.1
令和7年Ⅰ期	X	95.6	X	108.3	111.1	99.9	82.6	110.8
Ⅱ期	X	88.4	X	105.6	107.1	97.6	84.2	107.0
Ⅲ期	X	75.5	X	101.4	102.2	90.7	79.1	99.3
令和6年 11月	X	85.8	X	102.7	103.4	94.9	81.6	108.0
12月	X	87.2	X	105.7	108.9	113.0	82.1	141.0
令和7年 1月	X	92.9	X	103.2	103.8	82.5	84.8	80.7
2月	X	95.5	X	107.3	109.6	102.8	80.6	117.4
3月	X	98.3	X	114.3	120.0	114.5	82.4	134.2
4月	X	82.9	X	102.9	102.7	99.4	84.2	110.3
5月	X	93.4	X	105.3	104.7	89.4	85.1	92.8
6月	X	89.0	X	108.5	113.8	103.9	83.2	117.8
7月	X	77.5	X	101.7	101.2	92.5	83.1	100.6
8月	X	75.7	X	102.7	106.5	95.0	76.7	107.6
9月	X	73.4	X	99.7	98.8	84.6	77.6	89.6
10月	X	73.4	X	105.4	107.6	112.6	78.3	150.5
11月	X	74.1	X	102.1	102.1	96.6	77.1	114.7
前月比 (%)	X	1.0	X	▲3.1	▲5.1	▲14.2	▲1.5	▲23.8

(特殊分類別指数 つづき)

(令和2年(2020年) = 100.0)

消費財	生産財		生産財	生産財		ウェイト
	耐久消費財	非耐久消費財		鉱工業用 生産財	その他用 生産財	
3,476.1	1,086.6	2,389.5	3,976.8	3,336.2	640.6	ウェイト
34	5	29	95	77	18	品目数
						(原指数)
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	C.Y. 2020
104.4	113.2	100.4	111.1	113.5	98.9	C.Y. 2021
117.9	103.7	124.4	108.3	110.4	97.4	C.Y. 2022
116.3	124.8	112.5	103.7	102.8	108.1	C.Y. 2023
112.0	107.9	113.8	103.6	103.5	104.1	C.Y. 2024
107.8	103.7	109.7	99.4	101.7	87.0	Q3 2024
119.6	120.9	119.0	108.0	105.6	120.7	Q4
111.1	122.1	106.1	101.5	101.4	102.4	Q1 2025
109.1	107.7	109.8	98.4	99.2	94.3	Q2
110.3	114.3	108.5	100.4	101.0	97.0	Q3
121.8	120.6	122.3	106.7	103.6	123.1	Nov. 2024
117.1	114.4	118.3	106.3	104.5	115.6	Dec.
107.2	114.4	103.9	99.0	98.8	100.3	Jan. 2025
106.3	124.3	98.1	98.9	98.9	99.2	Feb.
119.7	127.5	116.2	106.7	106.5	107.7	Mar.
102.7	90.7	108.2	104.0	102.0	114.3	Apr.
110.8	110.6	110.9	95.9	96.5	92.7	May
113.9	121.8	110.3	95.3	99.1	75.9	Jun.
115.1	123.9	111.1	103.5	107.6	81.9	Jul.
98.6	93.6	100.9	88.5	88.4	89.4	Aug.
117.2	125.5	113.5	109.1	107.1	119.8	Sep.
119.4	129.4	114.9	111.7	106.8	137.1	Oct.
115.3	122.1	112.2	103.8	97.4	137.5	Nov.
▲5.3	1.2	▲8.3	▲2.7	▲6.0	11.7	前年同月比 (%)
						(季節調整済指数)
106.9	103.9	107.9	100.1	100.7	99.6	Q3 2024
110.9	111.0	110.8	102.0	101.1	107.3	Q4
118.5	123.4	115.3	102.7	104.4	92.8	Q1 2025
112.3	117.3	111.5	102.6	101.9	105.4	Q2
109.4	115.7	106.6	101.1	99.9	110.9	Q3
111.2	112.9	112.2	102.5	101.2	109.6	Nov. 2024
108.7	108.2	109.3	100.4	100.3	101.5	Dec.
120.5	125.9	114.5	100.2	101.1	88.8	Jan. 2025
112.8	117.6	110.9	103.9	106.3	93.1	Feb.
122.3	126.6	120.6	104.0	105.9	96.4	Mar.
103.4	85.8	112.5	103.3	101.2	114.3	Apr.
114.2	124.5	110.9	103.5	101.7	110.6	May
119.3	141.6	111.0	100.9	102.9	91.2	Jun.
105.9	113.5	105.5	103.1	102.8	109.6	Jul.
114.9	121.7	108.0	96.1	94.1	111.0	Aug.
107.3	112.0	106.3	104.0	102.7	112.1	Sep.
112.3	113.4	109.4	103.8	100.0	123.0	Oct.
107.7	117.0	105.0	102.6	98.5	122.5	Nov.
▲4.1	3.2	▲4.0	▲1.2	▲1.5	▲0.4	前月比 (%)

利 用 に あ た っ て

1 宮城県鉱工業生産指数(IIP=Indices of Industrial Production)の目的
本県の鉱工業生産活動の動向を、総合的かつ迅速に把握することを目的としている。

2 基 準 時

令和2年(2020年)を基準時とする。したがって、指数値は令和2年の年平均を100.0とした比率で示し、ウェイトは令和2年(2020年)の産業構造による。

3 分 類

日本標準産業分類を基本とした「業種分類指数」と、品目の経済的な用途に着目し、財別に分類した「特殊分類指数」の2つがある。(各品目の財別分類については下記ホームページから「令和2年基準 宮城県鉱工業生産指数 採用品目一覧表」をご覧ください。)

財別分類

最終需要財:鉱工業又は他の産業に原材料等として投入されない最終製品					
投資財 建設財と 資本財の 合計	建設財	建築工事用の資材及び衛生用陶磁器等の建築物に付随する内装品及び土木工事の資材。	消費財 家計で購入される 製品	耐久消費財	原則として想定耐用年数が1年以上で、比較的購入単価が高いもの。
	資本財	家計以外で購入される製品で、原則として想定耐用年数が1年以上で、比較的購入単価の高いもの。		非耐久消費財	原則として想定耐用年数が1年未満で、比較的購入単価が安いもの。
生産財:鉱工業及び他の産業に原材料等として投入される製品。企業消費財を含み、建設財を除く					
	鉱工業用生産財	鉱工業の生産工程に原材料、燃料、部品、容器、消耗品、工具等として再投入される製品。			
	その他用生産財	非鉱工業の原材料、燃料、部品、容器、消耗品及び企業消費財。			

4 採 用 品 目

採用品目数は、鉱工業全体で172品目である。

なお、1つの品目がその性質上2つの財にまたがる場合があるため、表中の業種別品目数の合計と特殊分類(財別分類)の品目数は一致しない。

5 ウ ェ イ ト

ウェイトは、個々の品目の鉱工業全体に占める重要度のことであり、鉱工業全体を10,000.0とした構成比で表している。ウェイトは付加価値額ウェイトであり、その算出にあたっては「令和3年経済センサス-活動調査」を基礎にしている。

6 指 数 作 成 の 方 法

指数の算式は、基準年次の固定ウェイトで加重平均するラスパイレズ方式である。

7 季 節 調 整

季節調整とは季節変動を除去することであるが、本県ではセンサス局法(X-12-ARIMA)によって季節指数を求め、原指数を季節指数で除して季節調整済指数を算出している。

8 数 値

(1)令和7年11月の数値は速報値、表中の「r」は修正値を示す。

(2)表中の「X」は秘匿(調査事業所が少なく、個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため公表できない数値)を示す。
※1又は2の事業所に関する数値で、これをそのまま掲げると個々の報告者の秘密が漏れるおそれがあるため秘匿した箇所である。また、3以上の事業所に関する数値であっても、1又は2の事業所の数値が前後の関係から判明する箇所も秘匿とした。

9 資 料

経済産業省:「経済産業省生産動態統計調査」
経済産業省:「鉱工業(生産・出荷・在庫)指数の動向(速報)」
東北経済産業局:「東北地域の鉱工業生産動向」
厚生労働省:「薬事工業生産動態統計調査」
宮城県:「宮城県工業動態統計調査」

この月報に関する問い合わせは下記に御連絡ください。

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県企画部統計課産業経済班 TEL 022-211-2457

ホームページ(統計課公表データ)

アドレス <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/toukei/toukeidata.html>



宮 城 県 の 経 済 情 勢

令 和 8 年 1 月

財 務 省 東 北 財 務 局

調査方法の概略

◆調査期間

前回7年10月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断。

◆資料の分析とヒアリング調査

1. 各種指標を網羅した資料・計数分析

当局で直接調査している法人企業景気予測調査(回答企業172社)に加え、各関係機関が調査公表している各種の調査指標を詳細に分析。

2. 県内約140社へのヒアリング調査実施

各調査項目すべてにおいて広範かつ深度あるヒアリング調査を実施。

県内約140社からの協力を得て状況を聴取。

対象は主要企業のみならず中堅・中小企業にも実施。

上記により定量面・定性面を併せて分析し、経済情勢を立体的に判断。

なお、本報告の設備投資、企業収益、企業の景況感については、令和7年12月11日に公表した「法人企業景気予測調査(令和7年10-12月期)」の結果を活用しており、計数や判断コメントは12月に発表した内容と同じである。

東北財務局

1. 総論

【総括判断】「県内経済は、持ち直している」

項目	前回（7年10月判断）	今回（8年1月判断）	前回比較
総括判断	持ち直している	持ち直している	

（注）8年1月判断は、前回7年10月判断以降、足下の状況までを含めた期間で判断している。

（判断の要点）

個人消費は、一部に弱さがみられるものの、持ち直している。生産活動は、電子部品・デバイスが一進一退の状況にあるものの、輸送機械が持ち直していることなどから、持ち直しつつある。雇用情勢は、有効求人倍率がこのところ低下しており、新規求人数が前年を下回っているものの、企業の人手不足感が引き続き高い状況にあることなどから、緩やかに持ち直している。

【各項目の判断】

項目	前回（7年10月判断）	今回（8年1月判断）	前回比較
個人消費	一部に弱さがみられるものの、持ち直している	一部に弱さがみられるものの、持ち直している	
生産活動	持ち直しつつある	持ち直しつつある	
雇用情勢	緩やかに持ち直している	緩やかに持ち直している	
設備投資	7年度は増加見込み	7年度は増加見込み	
企業収益	7年度は増益見込み	7年度は増益見込み	
企業の景況感	「下降」超幅が縮小	「上昇」超に転じている	
住宅建設	前年を下回っている	前年を下回っている	
公共事業	前年度を上回っている	前年度を上回っている	

【先行き】

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、今後の物価動向、米国の通商政策、金融資本市場の変動等の影響に注意する必要がある。

2. 各論

■ 個人消費 「一部に弱さがみられるものの、持ち直している」

百貨店・スーパー販売は商品の値上げの影響等により、前年を上回っている。コンビニエンスストア販売はキャンペーン効果等により、前年を上回っている。ドラッグストア販売は飲食料品や日用品などが好調となっており、前年を上回っている。ホームセンター販売はインテリア等が低調となっており、前年を下回っている。家電大型専門店販売はパソコン等が好調となっており、前年を上回っている。乗用車販売は一部車種の受注の抑制等により、前年を下回っている。旅行は国内旅行が堅調となっているほか、海外旅行にも持ち直しの動きがみられる。このように、個人消費は、一部に弱さがみられるものの、持ち直している。

(主なヒアリング結果)

- 無駄買いを避け、特売や会員クーポンの活用による割引商品の目的買いや、買い得なタイミングでのまとめ買いが目立つ。一方、米や卵などの価格高騰の影響もあり、売上高は前年を上回っている。(スーパー)
- 価格上昇の影響から、お歳暮は贈答先を限定する動きが強まっており、飲食料品を中心とした歳暮需要は低調となっている。一方、初売りでは菓子類や総菜などの食料品が全体として好調で、年始を機にやや贅沢な消費を行う動きがみられる。(百貨店)
- コラボ商品等の各種キャンペーンによる販売促進施策が奏功し、売上げに貢献している。一方、節約志向の継続により、より安く購入できる競合店への流出がみられ、客数は減少している。(コンビニエンスストア)
- 飲食料品や日用品を安く提供していることにより、価格に敏感な消費者から支持を得ている。中でも、需要が高まっている冷凍食品は、来店誘因策として値下げしている効果もあり好調で、競合店からの流入もみられる。(ドラッグストア)
- インテリアは、割引キャンペーンを実施した個別商品を除き、多くの商品で売上げが前年を下回っており、節約志向の表れと思われる。(ホームセンター)
- 一部OSのサポート終了後も継続してパソコンの買い替え需要がみられ、売上げをけん引している。(家電量販店)
- 自動車の購買意欲は底堅いものの、一部車種の受注の抑制により、登録台数が伸び悩んでいる。(自動車販売店)
- 紅葉シーズンによる集客が好調となるなど、観光需要の高まりを背景に客数が改善し、売上高は増加している。年末年始にかけての需要の取り込みも堅調に推移している。(宿泊)
- 旅行取扱額・件数ともに持ち直しが続いており、富裕層を中心に海外旅行需要は堅調となっている。一方、価格を意識する層では海外旅行に慎重となり、国内旅行へ需要が流れるなど、二極化の傾向がみられる。(旅行代理店)
- 初売りでは、紅茶やコーヒーなどの輸入嗜好品の福袋を中心に行列が発生し、価格上昇を見越したまとめ買いの動きがみられる。(専門店)

■ 生産活動 「持ち直しつつある」

電子部品・デバイスはスマートフォン向けが堅調であるものの、海外の自動車向けが弱含んでいることから、一進一退の状況にある。輸送機械は国内向けを中心に持ち直している。汎用・生産用・業務用機械は海外の半導体メーカーにおける需要を背景に持ち直している。このように、生産活動は、持ち直しつつある。

- 海外のスマートフォン向けは、新製品需要が前期から継続しているものの、車載向けは、EV(電気自動車)の需要鈍化や他社との競争により、厳しい状況である。(電子部品・デバイス)
- 人気車種の受注残を解消するため、高操業が続いている。(輸送機械)
- AI(人工知能)向けは底堅く推移していたが、このところ、受注が増加していることから、操業度を引き上げる予定である。(汎用・生産用・業務用機械)

■ 雇用情勢 「緩やかに持ち直している」

有効求人倍率は、求人数が求職者数を上回って推移しているものの、このところ低下している。新規求人数は、人件費の上昇等を背景に、一部の企業で求人を見合わせる動きがみられ、前年を下回っているものの、法人企業景気予測調査の従業員数判断 BSI は「不足気味」超となっており、企業の手不足感は引き続き高い状況にある。このように、雇用情勢は、緩やかに持ち直している。

- 引き続き、人件費や物価の上昇を踏まえ、一部の企業では求人を一時的に見合わせる動きがみられる。(公的機関)
- 繁忙期には、子育て等を理由に退職した元社員を臨時雇用しており、採用・教育コストを削減できている。(小売)
- 特に高卒者の採用に苦勞しており、会社訪問や説明会でアピールをしている。今後も地元での採用が難しい場合は、外国人労働者の採用も選択肢となる。(電子部品・デバイス)

- 設備投資 「7年度は増加見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年10-12月期
 - 製造業は、減少見込みとなっている。
 - 非製造業は、増加見込みとなっている。

- 企業収益 「7年度は増益見込み」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年10-12月期
 - 製造業は、増益見込みとなっている。
 - 非製造業は、増益見込みとなっている。

- 企業の景況感 「『上昇』超に転じている」 (全産業) 「法人企業景気予測調査」7年10-12月期
 - 現状(7年10~12月期)は、「上昇」超に転じている。先行きは、「下降」超に転じる見通しとなっている。

- 住宅建設 「前年を下回っている」
 - 新設住宅着工戸数をみると、分譲が前年を上回っているものの、持家、貸家が前年を下回っていることから、全体では前年を下回っている。

- 公共事業 「前年度を上回っている」
 - 前払金保証請負金額は、市町村、独立行政法人等などで前年度を上回っており、全体でも前年度を上回っている。

- 消費者物価 「前年を上回っている」

- 金融 「貸出金残高は、前年を上回っている」

- 企業倒産 「件数、負債総額とも前年を上回っている」

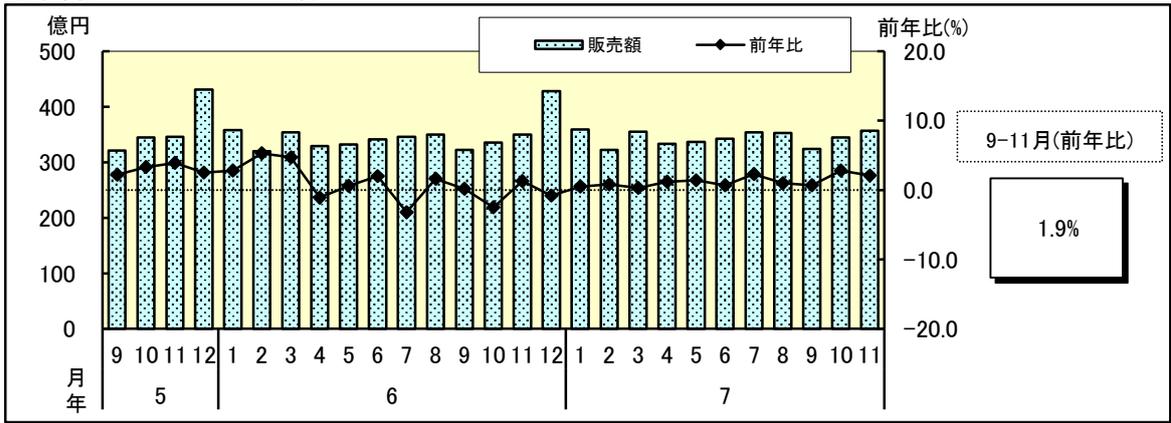
資料編 (宮城県)

目 次

1. 個人消費	1
2. 生産活動	4
3. 雇用情勢	5
4. 設備投資	6
5. 企業収益	6
6. 企業の景況感	7
7. 住宅建設	7
8. 公共事業	8
9. 消費者物価	8
10. 金融	9
11. 企業倒産	9

1.個人消費 … 一部に弱さがみられるものの、持ち直している

百貨店・スーパー販売額



全店舗ベース

区分	東北 (前年比%)	宮城 (前年比%)
6年	0.5	0.8
6. 10-12	▲ 1.3	▲ 0.7
7. 1-3	▲ 0.1	0.5
4-6	0.7	1.1
7-9	1.5	1.4
7. 7	2.6	2.3
8	1.6	1.0
9	0.3	0.7
10	2.7	2.8
11	2.7	2.1

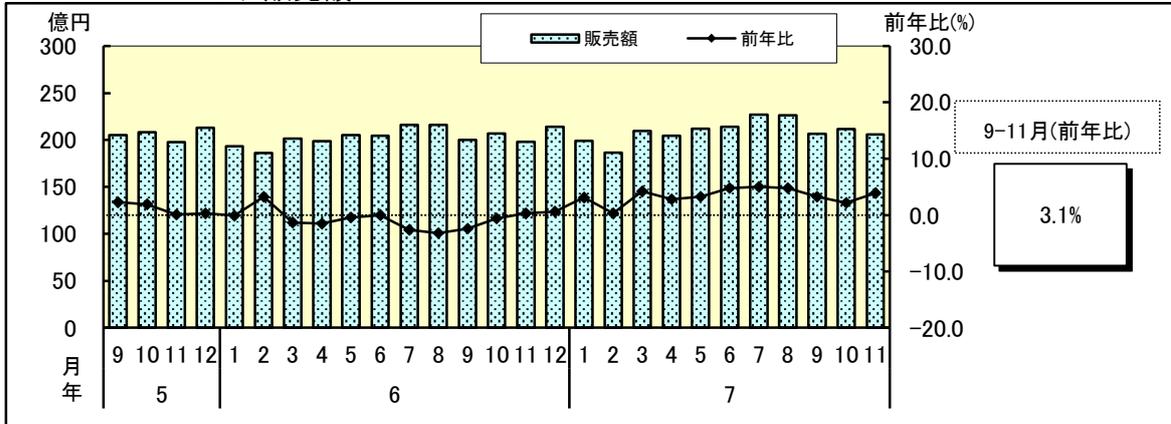
(注)6年分は年間補正後

品目別販売額

区分	衣料品 (前年比%)	身の回り品 (前年比%)	飲食料品 (前年比%)	その他の商品 (前年比%)
7. 6	▲ 10.0	▲ 3.6	2.8	▲ 5.1
7	▲ 9.8	2.3	4.9	▲ 6.7
8	▲ 5.4	2.1	2.0	▲ 1.2
9	▲ 13.5	▲ 1.7	2.9	▲ 3.3
10	▲ 6.6	▲ 0.5	4.5	0.5

[経済産業省、東北経済産業局]

コンビニエンスストア販売額



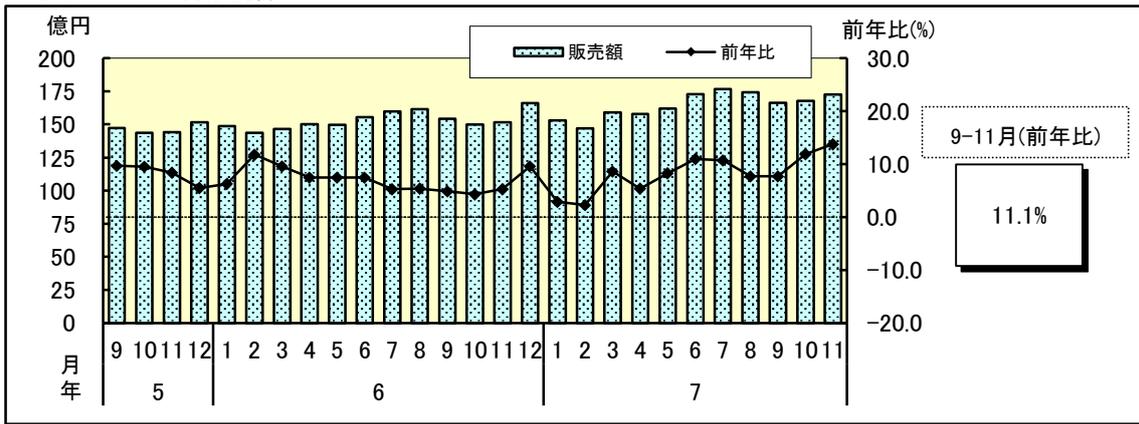
全店舗ベース

区分	東北 (前年比%)	宮城 (前年比%)
6年	▲ 0.4	▲ 0.7
6. 10-12	0.5	0.1
7. 1-3	2.0	2.6
4-6	2.6	3.6
7-9	3.4	4.4
7. 7	4.4	5.0
8	3.6	4.8
9	2.0	3.3
10	1.3	2.2
11	2.9	3.9

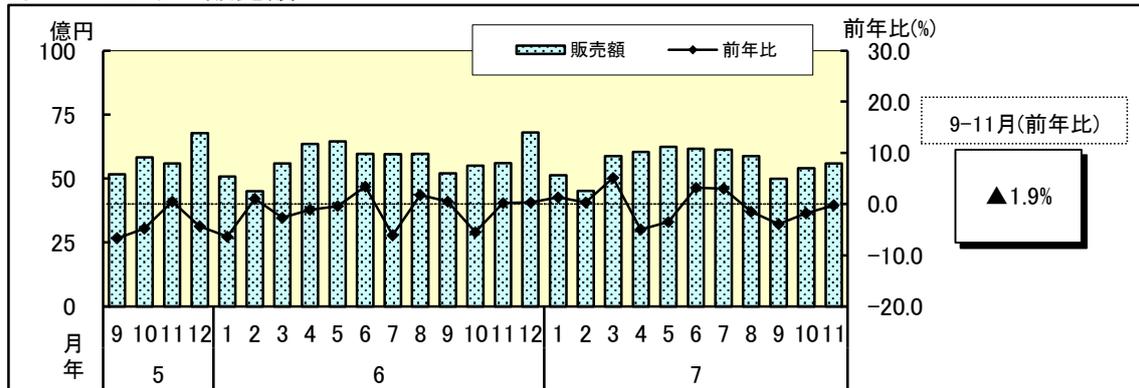
(注)6年分は年間補正後

[経済産業省]

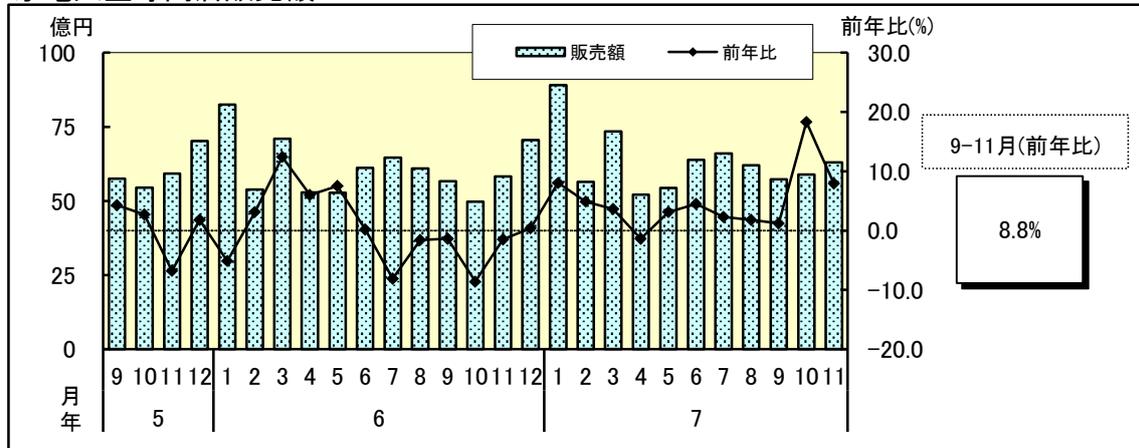
ドラッグストア販売額



ホームセンター販売額



家電大型専門店販売額



全店舗ベース ドラッグストア

区分	東北 (前年比%)	宮城 (前年比%)
6年	7.0	7.0
6. 10-12	7.0	6.4
7. 1-3	4.6	4.6
4-6	6.2	8.3
7-9	5.5	8.7
7. 7	8.6	10.7
8	4.9	7.7
9	2.9	7.7
10	7.9	11.9
11	9.3	13.8

ホームセンター

区分	東北 (前年比%)	宮城 (前年比%)
6年	▲2.3	▲1.3
6. 10-12	▲3.4	▲1.6
7. 1-3	0.6	2.4
4-6	▲1.1	▲1.9
7-9	0.8	▲0.7
7. 7	5.3	3.0
8	▲1.1	▲1.5
9	▲2.3	▲3.9
10	1.8	▲1.8
11	1.0	▲0.2

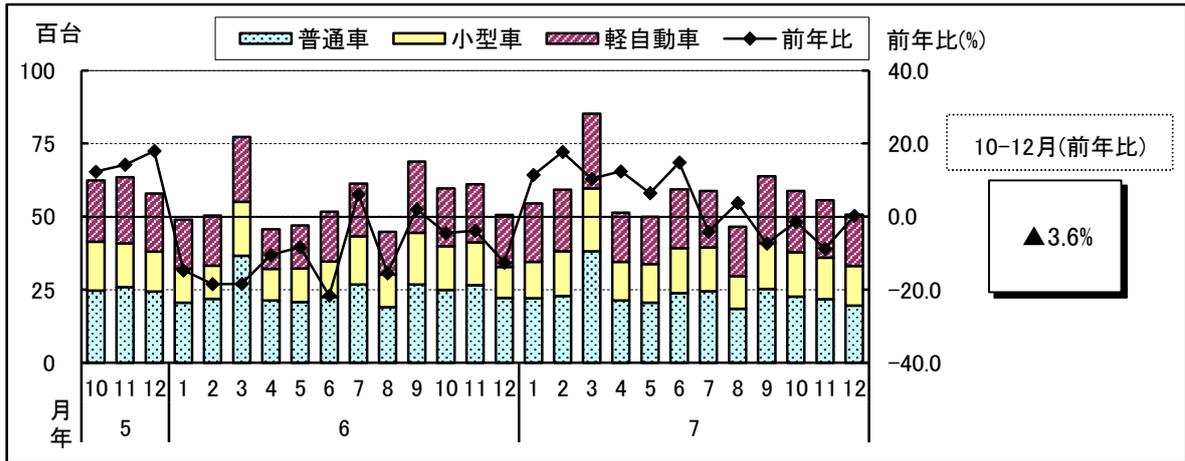
家電大型専門店

区分	東北 (前年比%)	宮城 (前年比%)
6年	▲2.1	▲0.1
6. 10-12	▲4.7	▲2.9
7. 1-3	2.1	5.7
4-6	1.2	2.2
7-9	1.0	1.8
7. 7	4.0	2.3
8	▲0.8	1.8
9	▲0.5	1.2
10	13.4	18.3
11	4.6	7.9

(注)6年分は年間補正後

[経済産業省]

乗用車新車登録・届出台数

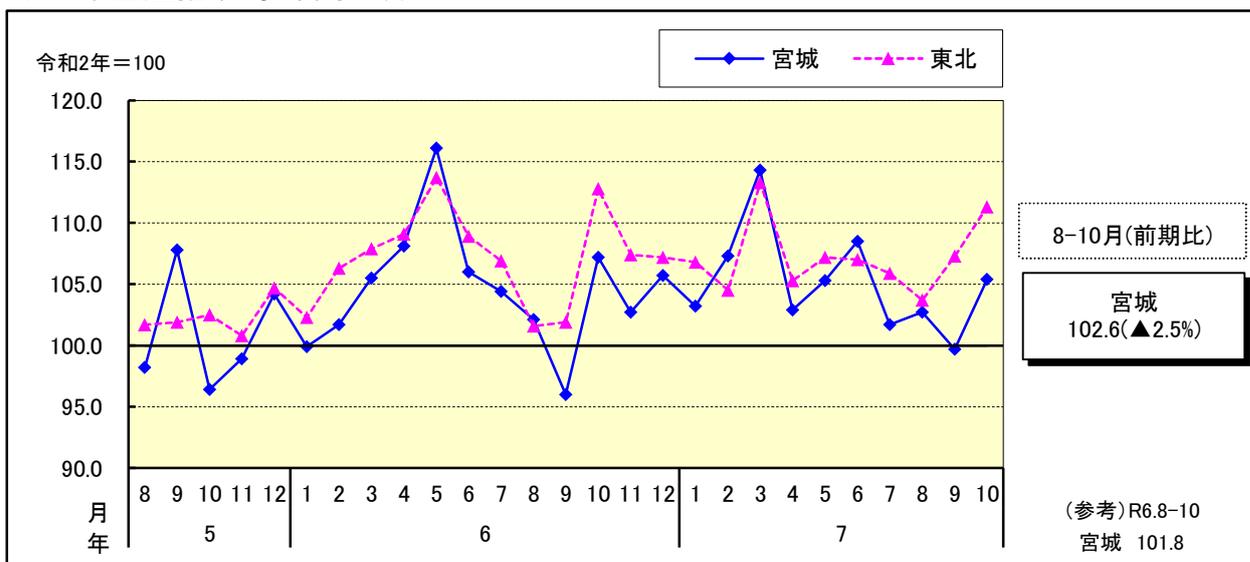


区分	東北		宮城			
	(前年比%)	(前年比%)	普通	小型	軽	
7年	2.3	4.0	▲ 3.1	9.3	9.6	
7.	1-3	14.2	12.7	5.3	18.6	
	4-6	5.6	11.3	1.5	17.2	
	7-9	▲ 6.1	▲ 3.4	▲ 6.1	▲ 7.1	3.1
	10-12	▲ 4.2	▲ 3.6	▲ 13.2	7.0	1.4
7.	8	▲ 6.9	3.7	▲ 3.1	0.4	15.1
	9	▲ 6.4	▲ 7.4	▲ 5.9	▲ 10.4	▲ 7.0
	10	▲ 1.7	▲ 1.4	▲ 9.2	1.8	6.1
	11	▲ 9.9	▲ 8.8	▲ 18.2	▲ 2.9	▲ 0.6
	12	▲ 0.3	0.2	▲ 11.7	27.9	▲ 1.5

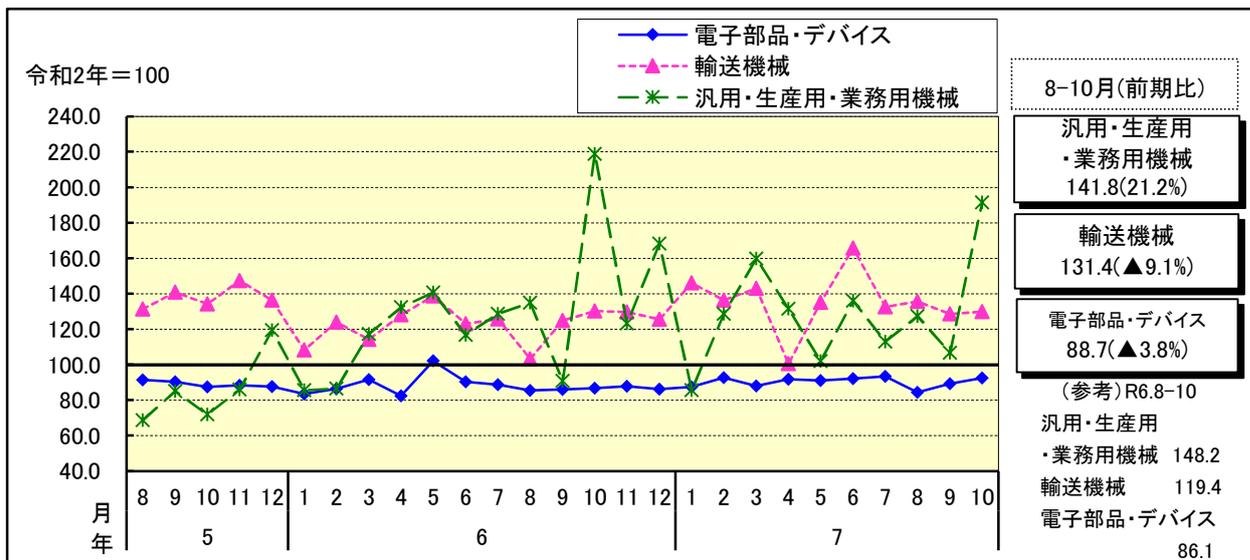
[日本自動車販売協会連合会、全国軽自動車協会連合会、東北運輸局]

2.生産活動 … 持ち直しつつある

鉱工業生産指数(季節調整済)



鉱工業生産指数(業種別・季節調整済)



区分	東北 〔令和2年=100〕			宮城 〔令和2年=100〕			電子部品・デバイス(Wt.1,461.2)		輸送機械(Wt.1,121.8)		汎用・生産用・業務用機械(Wt.1,015.8)				
	前月比%	前年比%		前月比%	前年比%		前月比%	前年比%	前月比%	前年比%	前月比%	前年比%			
		前年比%	前年比%		前年比%	前年比%									
6年	107.3		2.2	105.1		0.3	88.6		▲2.4	124.5		▲11.2	125.9		29.7
6.10-12	109.1	5.4	6.6	105.2	4.4	7.1	86.9	0.2		128.5	9.0		170.1	44.0	
7. 1-3	108.2	▲0.8	2.5	108.3	2.9	3.6	89.3	2.8		141.9	10.4		124.7	▲26.7	
4-6	106.5	▲1.6	▲3.7	105.6	▲2.5	▲4.1	91.7	2.7		133.8	▲5.7		123.2	▲1.2	
7-9	105.6	▲0.8	2.2	101.4	▲4.0	0.7	89.0	▲2.9		132.3	▲1.1		115.7	▲6.1	
7. 6	107.0	▲0.2	▲0.2	108.5	3.0	4.4	92.1	1.1	3.8	165.8	22.7	40.2	136.1	33.4	21.5
7	105.9	▲1.0	▲1.0	101.7	▲6.3	▲2.6	93.3	1.3	5.2	132.6	▲20.0	5.4	113.0	▲17.0	▲12.2
8	103.7	▲2.1	0.4	102.7	1.0	▲1.3	84.4	▲9.5	▲3.0	135.7	2.3	26.3	127.4	12.7	▲9.3
9	107.3	3.5	7.0	99.7	▲2.9	5.8	89.3	5.8	5.6	128.7	▲5.2	7.3	106.6	▲16.3	22.2
10	111.3	3.7	▲1.3	105.4	5.7	▲1.7	92.5	3.6	6.7	129.9	0.9	▲0.3	191.4	79.5	▲12.6

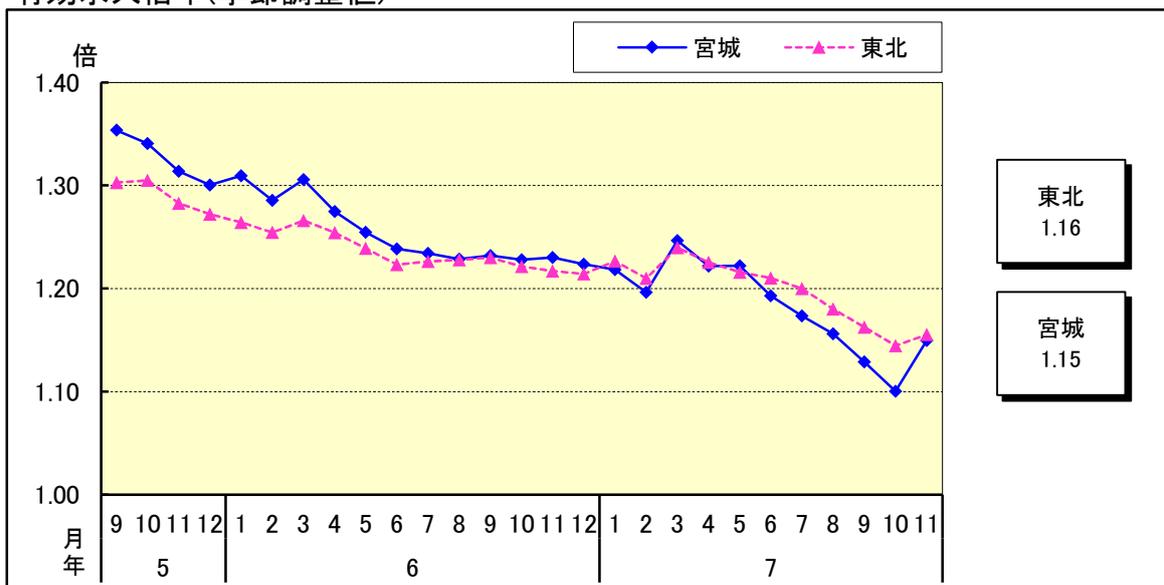
(注)1.前年比は原指数、7年10月は速報値

2.6年分は年間補正後

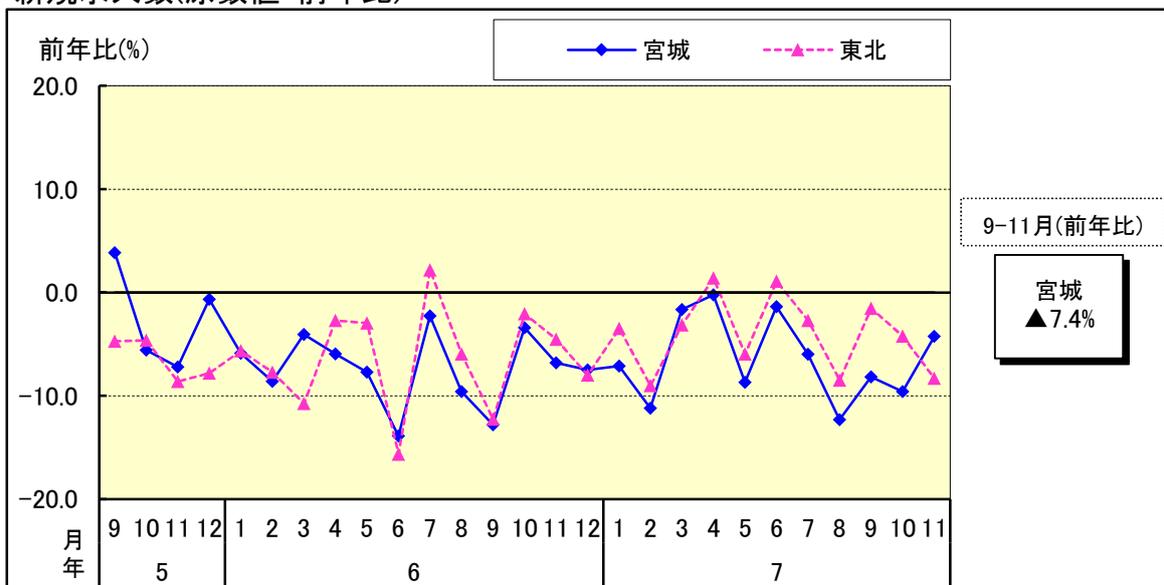
〔東北経済産業局、宮城県〕

3.雇用情勢 … 緩やかに持ち直している

有効求人倍率(季節調整値)



新規求人数(原数値・前年比)



区分	有効求人倍率(季調値)				新規求人数		新規求職者数 (前年比%)	完全失業率	
	東北 (倍)	宮城 (倍)	有効求人 数 (人)	有効求職者 数 (人)	東北 (前年比%)	宮城 (前年比%)		東北 (%)	宮城 (%)
6年	1.24	1.25	45,836	36,582	▲6.5	▲7.4	▲1.4	2.8	3.2
6.10-12	1.22	1.23	44,672	36,406	▲4.8	▲5.8	▲1.5	2.7	3.1
7. 1-3	1.23	1.22	43,840	35,927	▲5.3	▲6.8	▲4.8	2.9	3.1
4-6	1.22	1.21	44,443	36,665	▲1.2	▲3.5	▲2.6	3.0	3.2
7-9	1.18	1.15	42,048	36,481	▲4.2	▲8.8	▲3.3	2.7	3.3
7. 7	1.20	1.17	42,701	36,393	▲2.7	▲6.0	▲5.1	/	/
8	1.18	1.16	42,444	36,721	▲8.5	▲12.3	▲5.4		
9	1.16	1.13	40,999	36,328	▲1.5	▲8.2	0.7		
10	1.14	1.10	40,055	36,404	▲4.2	▲9.6	▲5.8		
11	1.16	1.15	41,498	36,107	▲8.3	▲4.3	▲13.0		

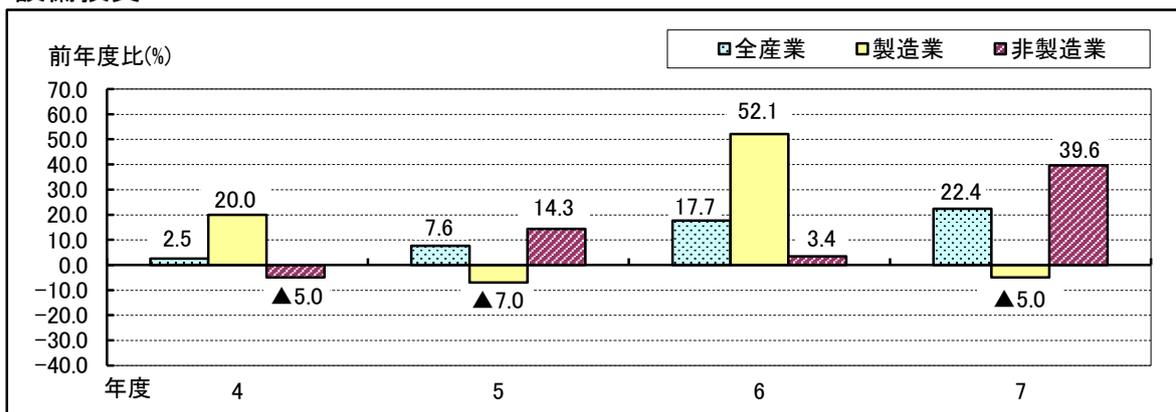
(注)1.新規求人数・新規求職者数・完全失業率は原数値

2.6年12月以前の季節調整値は改定値

[厚生労働省、総務省]

4.設備投資 … 7年度は増加見込み

設備投資



(前年度比増減率:%)

区分	製造業		非製造業		全産業	
	()	▲	()	▲	()	▲
7年度	(4.4)	▲ 5.0	(35.2)	▲ 39.6	(19.9)	▲ 22.4

(注) 1.ソフトウェア投資額を含み、土地購入額を除く

2.()書きは前回調査結果

3.グラフについて、4-6年度は当該年度の1-3月期調査結果で、7年度は見込み

[東北財務局「法人企業景気予測調査(7年10-12月期調査)」]

5.企業収益 … 7年度は増益見込み

経常利益

(前年度比増減率:%)

区分	製造業		非製造業		全産業	
	()	▲	()	▲	()	▲
7年度	(5.4)	▲ 9.6	(▲ 2.8)	▲ 3.8	(0.7)	▲ 6.2

(注) 1.電気・ガス・水道、金融・保険を除いた計数

2.()書きは前回調査結果

[東北財務局「法人企業景気予測調査(7年10-12月期調査)」]

6.企業の景況感 … 「上昇」超に転じている

景況判断BSI【原数値】

(前期比「上昇」-「下降」社数構成比)

(単位:%ポイント)

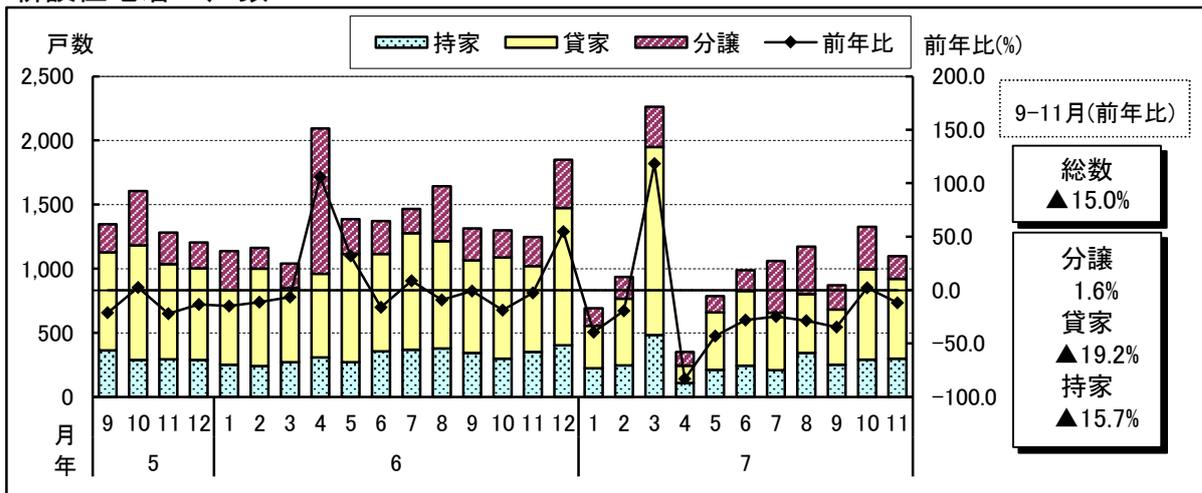
区分	7年7~9月 (7年7-9月期調査)	7年10~12月 現 状 判 断	8年1~3月 見 通 し	8年4~6月 見 通 し
全産業	(▲ 5.2)	(0.6) 0.6	(▲ 3.5) ▲ 4.1	▲ 2.3
業 種	(▲ 5.6)	(5.6) 8.3	(▲ 2.8) ▲ 8.3	5.6
別 非製造業	(▲ 5.1)	(▲ 0.7) ▲ 1.5	(▲ 3.7) ▲ 2.9	▲ 4.4

(注)()書きは前回調査結果

[東北財務局「法人企業景気予測調査(7年10-12月期調査)」]

7.住宅建設 … 前年を下回っている

新設住宅着工戸数

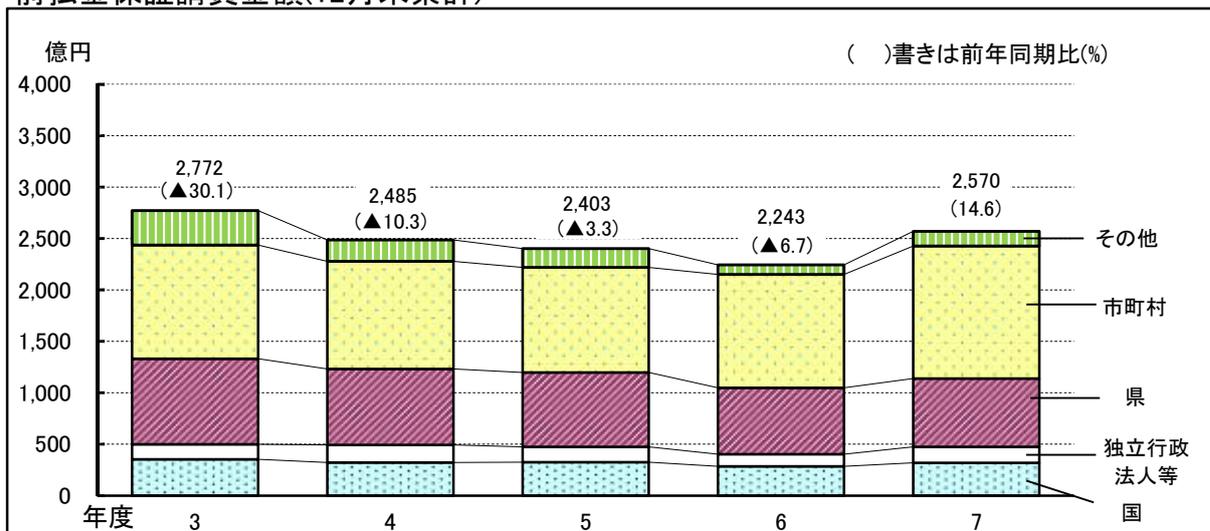


区分	前年比(%)		持家	貸家	分譲
	東北	宮城			
6年	▲3.6	6.2	▲0.3	9.1	5.2
6. 10-12	0.8	7.8	20.8	7.7	▲6.8
7. 1-3	14.9	16.7	25.5	20.3	▲5.5
4-6	▲43.1	▲56.0	▲39.9	▲48.3	▲76.1
7-9	▲24.0	▲29.1	▲26.5	▲45.7	11.1
7. 7	▲29.2	▲24.7	▲43.2	▲50.7	112.7
8	▲21.6	▲28.5	▲9.8	▲45.1	▲13.3
9	▲20.6	▲34.5	▲27.1	▲40.2	▲24.0
10	5.8	2.0	▲3.0	▲10.4	55.7
11	▲4.3	▲11.9	▲15.4	▲7.0	▲20.9

[国土交通省]

8.公共事業 … 前年度を上回っている

前払金保証請負金額(12月末累計)



(注)その他には地方公社を含む

(単月)

月	7年10月	11月	12月
前年同月比%	74.4	23.0	9.4

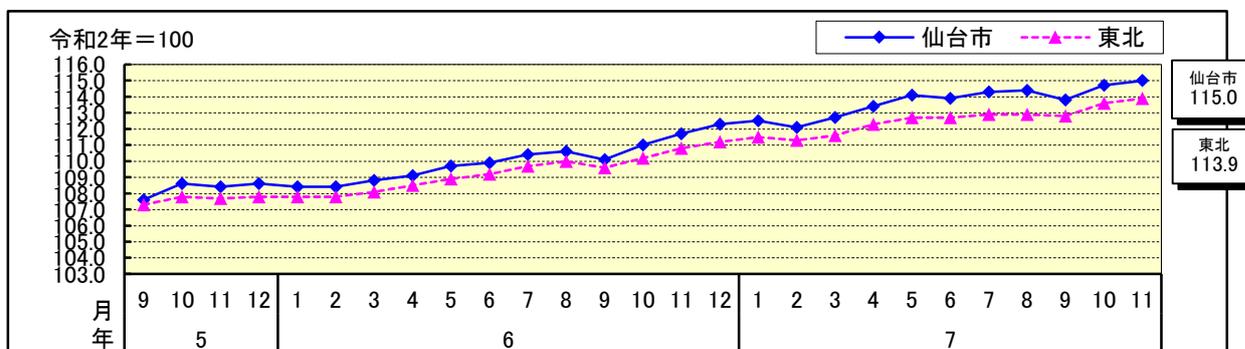
(参考:年度末累計)

年度	3年度	4年度	5年度	6年度
前年度比%	▲32.9	▲12.4	▲3.5	▲4.7

[東日本建設業保証(株)ほか]

9.消費者物価 … 前年を上回っている

消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)



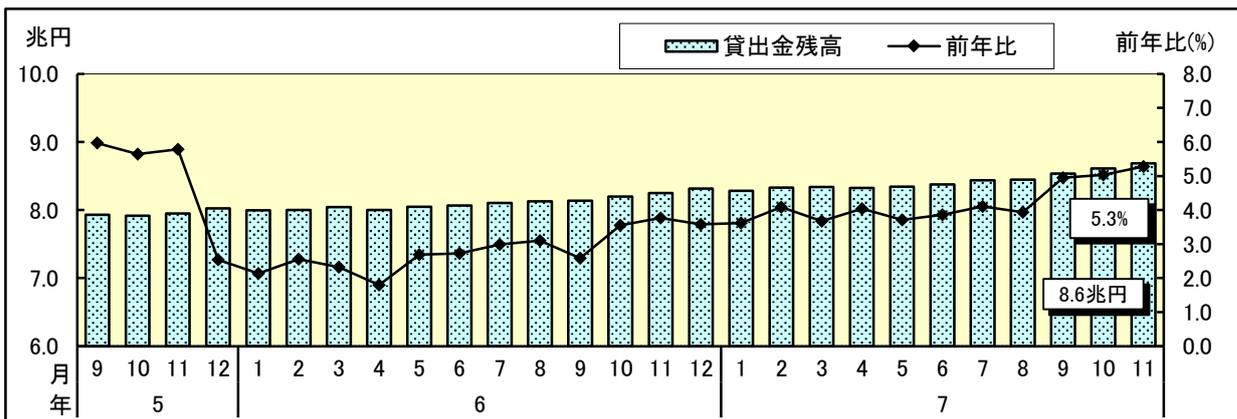
区分	生鮮食品を除く総合 [令和2年=100]					
	指数	東北		仙台市		
		前月比%	前年比%	前月比%	前年比%	
6年	109.3		2.9	110.0		3.0
6.10-12	110.7	0.8	2.7	111.7	1.2	2.9
7. 1-3	111.5	0.7	3.3	112.4	0.6	3.6
4-6	112.6	1.0	3.4	113.8	1.2	3.8
7-9	112.9	0.3	2.8	114.2	0.4	3.4
7. 7	112.9	0.3	3.0	114.3	0.3	3.6
8	112.9	▲0.1	2.6	114.4	0.0	3.4
9	112.8	▲0.1	3.0	113.8	▲0.5	3.3
10	113.6	0.7	3.0	114.7	0.8	3.3
11	113.9	0.3	2.9	115.0	0.2	2.9

(注)四半期分については、端数処理後の月別指数を基に算出

[総務省]

10.金融 … 貸出金残高は、前年を上回っている

貸出金残高



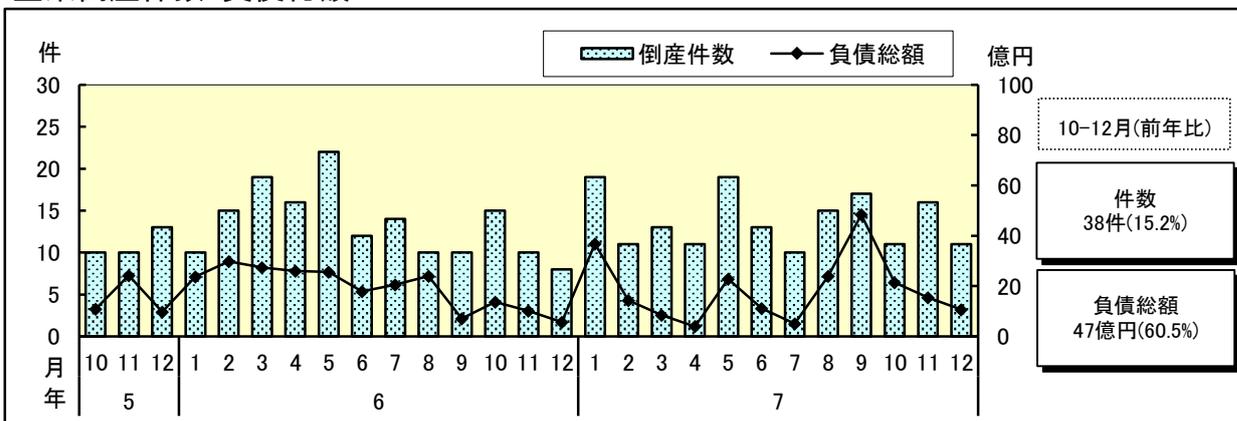
区分	国内銀行		
	東北	宮城	
	前年比%	前年比%	
7.	2	2.9	4.1
	3	2.5	3.7
	4	2.7	4.0
	5	2.6	3.7
	6	2.4	3.9
	7	2.5	4.1
	8	2.4	3.9
	9	3.0	5.0
	10	3.1	5.0
	11	3.0	5.3

(注)在店舗ベース(ゆうちょ銀行除く)

[日本銀行]

11.企業倒産 … 件数、負債総額とも前年を上回っている

企業倒産件数・負債総額



区分	件数				負債総額			
	東北		宮城		東北		宮城	
	前年比%	(件)	前年比%	(百万円)	前年比%	(百万円)	前年比%	
7年	2.6	166	3.1	▲ 5.9	22,250	▲ 3.9		
7. 1-3	▲ 0.7	43	▲ 2.3	▲ 3.9	5,962	▲ 26.4		
4-6	13.2	43	▲ 14.0	▲ 3.2	3,800	▲ 45.3		
7-9	0.7	42	23.5	36.7	7,742	50.1		
10-12	▲ 2.9	38	15.2	▲ 42.3	4,746	60.5		
7. 8	▲ 11.6	15	50.0	▲ 38.5	2,394	▲ 0.2		
9	31.6	17	70.0	80.1	4,843	586.0		
10	▲ 29.3	11	▲ 26.7	▲ 62.1	2,137	56.0		
11	11.6	16	60.0	▲ 19.2	1,547	52.7		
12	21.1	11	37.5	▲ 9.4	1,062	85.0		

[株]東京商工リサーチ